

亶理町地域防災計画

第4編 資料編

令和5年4月

亶理町防災会議

資料編目次

1 条例等	1
条例等	1
亶理町防災会議条例	1
亶理町災害対策本部条例	3
亶理町災害対策本部設置運営要綱	4
亶理町防災会議地震・津波対策専門部会設置要綱	9
2 危険箇所等の現状	10
過去の災害	10
風水害	10
地震・津波被害	15
水防関連	18
水防区域等の状況	18
水防資機材の保有状況	19
水防巡視活動	20
宮城県第 1 種指定水防地域	21
海岸保全施設	22
土砂災害等危険箇所	23
急傾斜地崩壊危険箇所	23
土石流危険溪流	24
土砂災害警戒区域等	25
危険物施設	27
危険物取扱事業所等	27
液化石油ガス取扱施設（300kg 以上）	30
アセチレンガス取扱事業所	35
火薬取扱店	35
LP ガス協会連絡先	35
3 防災活動体制	36
関係連絡先一覧	36
消防関連	37
消防署・消防団組織図	37
消防力の現況	38
警防・救急・救助資機材現有状況	39
消防団施設一覧	40
消防水利状況（現有数）	41
婦人防火クラブ、幼少年防火クラブ現況	42

特殊建築物の状況(1,000 m ² 以上)	43
消防相互応援協定	47
宮城県広域消防相互応援協定書	47
宮城県広域航空消防応援協定書	50
宮城県内航空消防応援協定書	52
宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協 定書	57
自衛隊の災害派遣	61
自衛隊の災害派遣依頼	61
自衛隊の派遣部隊の撤収依頼	62
災害応援協定等	63
他の市町村との相互応援協定	63
他の防災関係機関や民間団体等との防災協定等	64
要配慮者利用施設の避難確保計画	67
浸水想定区域内の要配慮者利用施設	67
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	69
4 気象情報等	70
防災気象情報	70
防災気象情報	70
警報・注意報発表基準一覧表	74
気象庁震度階級関連解説表	75
災害警戒本部・災害対策本部設置に係る注意報・警報	80
県内津波観測施設等	81
5 施設・設備・資機材等	82
町内の医療機関	82
町内の医療機関（医科）	82
町内の医療機関（歯科）	83
福祉避難所等	84
輸送力（自動車）の確保	85
公用車の保有状況	85
その他の車両	85
一般社団法人宮城県タクシー協会 所属タクシー（亙理町分）	85
公益社団法人宮城県トラック協会 仙南支部（亙理町分）	86
船舶保有状況	87
ヘリコプター離着陸場	88
臨時ヘリコプター離着陸場一覧	88
ヘリコプター離着陸場の安全確保	89
備蓄品・備蓄倉庫	91
町内で保有する機械等	95

建築関連.....	96
建築資材の調達先、建築技術者の確保.....	96
応急活動雇用者の宿泊先.....	97
6 災害応急対策.....	98
放送要請について.....	98
緊急時における食料（精米）の供給体制略図.....	99
遺体の処理.....	100
遺体の一時保存場所.....	100
納骨予定場所.....	101
ごみ処理班の編成.....	102
7 生活再建等.....	103
罹災証明.....	103
罹災証明書交付簿.....	103
罹災証明書.....	104
被災証明願.....	105
罹災証明願（農地）.....	106
支援金支給事務の基本的な流れ.....	107
8 その他.....	108
指定文化財一覧.....	108
9 報告の様式等.....	109
救助の実施状況の報告様式.....	109
被害報告の様式.....	135
登庁途中における被害状況報告書.....	135
災害調査書.....	136
市町村被害状況報告要領.....	137
その他様式.....	153
物品受領書.....	153

1 条例等

条例等

巨理町防災会議条例

(昭和38年3月16日条例第6号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき巨理町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 巨理町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 巨理町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
- (2) 宮城県の知事が、その部内の職員のうちから指名する者
- (3) 町の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
- (4) 町長がその内部の職員のうちから指名する者
- (5) 町の教育委員会の教育長
- (6) 町の消防長及び消防団長
- (7) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者

6 委員の定数は、30人以内とする。

7 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月18日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

亘理町災害対策本部条例

(昭和38年3月16日条例第7号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、亘理町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部をおくことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各号に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月25日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

亘理町災害対策本部設置運営要綱

平成19年3月30日

告示第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、亘理町災害対策本部条例(昭和38年亘理町条例第7号)第4条の規定に基づき、亘理町災害対策本部(以下「災対本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 町長は、次の場合に災対本部を設置する。

- (1) 「宮城県」に津波警報又は、大津波警報が発表されたとき。
- (2) 町域で震度5強以上の地震が観測されたとき。
- (3) 大雨、洪水、高潮等により災害が発生し、又は災害が発生する恐れがあるとき。
- (4) その他特に町長が必要と認めたとき。

2 災対本部は、亘理町役場に設置する。

3 災対本部は、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと町長が認めた時に廃止する。

4 町長は、災対本部を設置し、又は廃止したときは、関係機関に連絡するとともに、町民に周知するものとする。

(副本部長及び本部員)

第3条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副町長をもって充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 亘理町課設置条例(平成18年亘理町条例第31号)に定める課の課長
- (3) 消防本部消防長
- (4) 会計管理者
- (5) 会計課長
- (6) 教育次長
- (7) 教育総務課長
- (8) 生涯学習課長
- (9) 議会事務局長
- (10) 農業委員会事務局長
- (11) 亘理町消防団長
- (12) その他必要と認める者

(本部会議)

第4条 災対本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって編成し、災害対策に関する重要事項を協議決定する。

3 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

(組織及び分掌事務)

第5条 災对本部の組織は別表第1のとおりとし、別表第2に掲げる事務を分掌する。

2 部に亘理町災害対策本部条例第3条第3項に定める部長及び副部長のほか、班長及び副班長を置き、別表第2に掲げる職にある者の中から部長が指名する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を代理する。

(非常配備体制)

第6条 本部長は、災对本部を設置した場合、組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害
応急対策に従事することができる全職員に非常配備を指令する。

2 部長は、あらかじめ次の事項を定めた配備編成計画を作成し、これを職員に周知徹底するとともに、対策本部に報告しなければならない。

(1) 班内の所掌事務、配備職員及びその責任者

(2) 配備職員の連絡先並びに休日及び勤務時間外における連絡体制

(警戒配備体制)

第7条 災对本部設置前における警戒配備体制については、別に定めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月16日告示第134号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月21日告示第99号)

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第37号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月1日告示第98号)

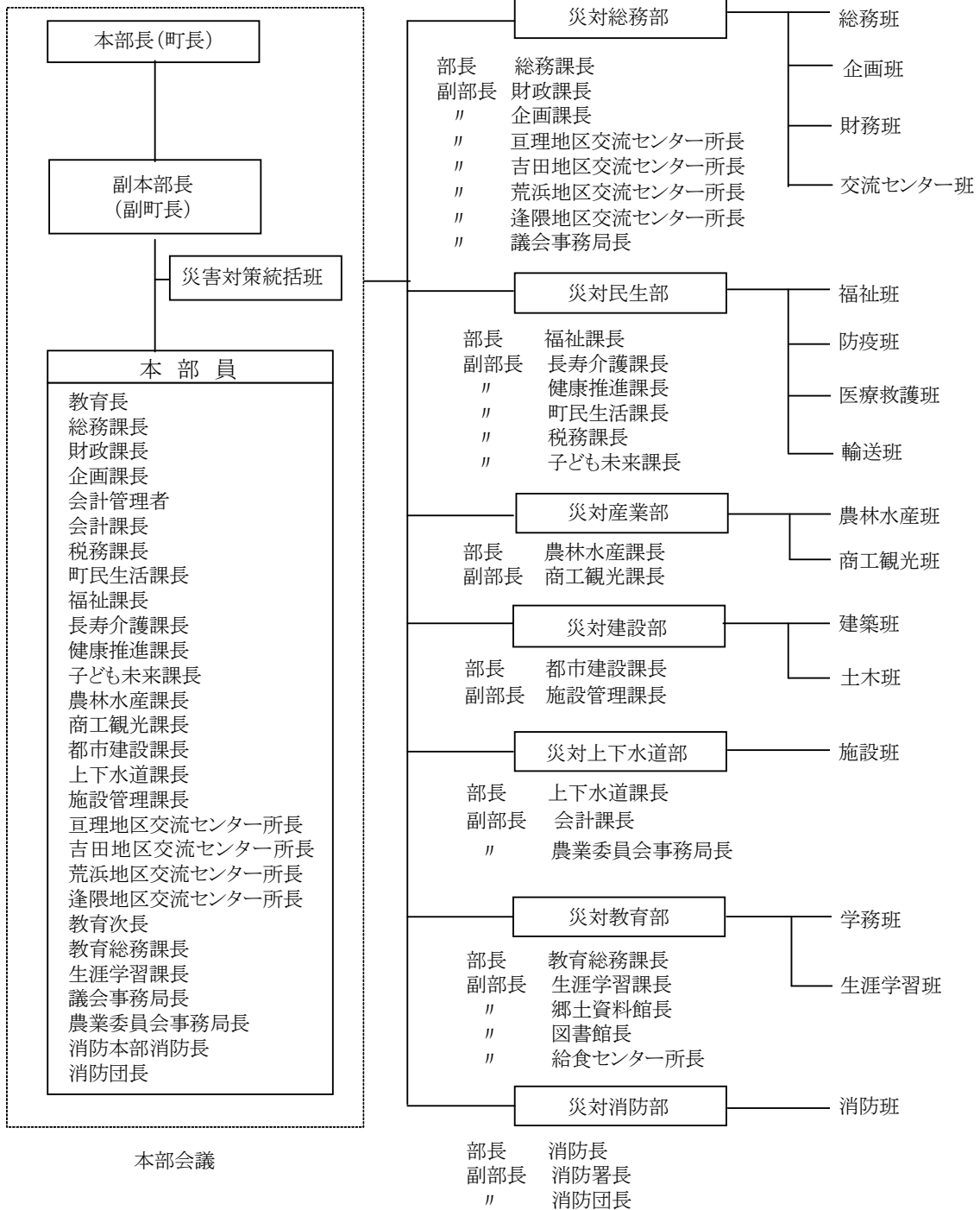
この告示は、平成29年6月1日から施行し、改正後の亘理町災害対策本部設置運営要綱の規定は平成29年4月1日から適用する。

附 則(令和2年3月31日告示第8号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

本部編成図



別表第2

各部及び班の事務分掌

部名	班名	事務分掌
	災害対策統括班	1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること 2 災害対策本部の運営に関わる総合調整に関すること 3 県、その他関係機関との連絡調整に関すること
災対総務部	総務班	1 気象情報、災害情報等の受領及び伝達に関すること 2 自衛隊、防災ヘリの派遣要請に関すること 3 受援の調整及び受け入れ態勢の整備に関すること 4 防災無線の統制に関すること 5 交通整理、交通規制の連絡調整に関すること 6 避難指示等の発令、避難所の開設命令に関すること 7 防災用資機材の調達・配分に関すること 8 罹災証明に関すること 9 行方不明者の捜索に関すること 10 部内の総括及び連絡調整に関すること 11 総合的な住民対応(案内所設置)に関すること 12 その他、他の班に属さないこと
	企画班	1 町民からの災害情報の収集、管理、分析に関すること 2 政府、国会、県に対する要請事項に関すること 3 災害統計の総括に関すること 4 電子計算機の災害予防及び応急復旧に関すること 5 災害広報活動の総括に関すること 6 報道機関との連絡及び相互協力に関すること 7 災害記録写真その他災害関係の広報資料の収集及び提供に関すること 8 災害情報、安否確認等の町民への提供に関すること
	財務班	1 災害関係の予算措置に関すること 2 町有財産の被害調査に関すること 3 義援金等の受入れ・保管に関すること 4 応急対策資金の出納に関すること 5 緊急車両の確保に関すること 6 職員向け(支援者等も含む)の炊き出しに関すること
	交流センター班	1 本部との連絡調整に関すること 2 災害情報収集に関すること 3 避難所の管理運営に関すること 4 消防団の警戒待機に関すること 5 交流センター周辺の災害記録写真の撮影・記録に関すること
災対民生部	福祉班	1 避難所の管理運営に関すること 2 避難所への連絡員の配置、避難者の収容に関すること 3 炊き出しに関すること 4 災害救助法の適用に関すること 5 日赤の救援物資業務の連絡調整に関すること 6 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 7 遺体等の措置、埋火葬に関すること 8 要配慮者の支援に関すること 9 部内の総括及び連絡調整に関すること 10 避難所及び避難所周辺の災害記録写真の撮影・記録に関すること 11 保育所・児童館の応急対策及び被害調査に関すること

部 名	班 名	事務分掌
災対民生部	防疫班	1 防疫対策に関すること 2 し尿、ごみ処理計画に関すること 3 がれき等廃棄物の処理に関すること 4 防疫活動班の編成に関すること
	医療救護班	1 医療機関等との連絡調整に関すること 2 救護所の管理及び救護活動に関すること 3 被災者の保健対策・精神衛生に関すること 4 救急医療品、衛生資機材等確保及び配分に関すること 5 医療等ボランティアに関すること
	輸送班	1 緊急輸送物資の搬送に関すること 2 生活必需品、食糧品等の調達・供給・配分に関すること 3 支援物資の受け入れ、集積及び配送の総括に関すること
災対産業部	農林水産班	1 農林業関係の応急対策及び被害調査に関すること 2 水産関係の応急対策及び被害対策に関すること 3 災害時における農業行政の総括に関すること 4 排水機場の管理に関すること 5 部内の総括及び連絡調整に関すること 6 出入港、船舶の応急対策に関すること
	商工観光班	1 商工関係の被害調査に関すること 2 「わたり温泉鳥の海」の応急対策及び被害調査に関すること 3 生活必需品、食料品等の確保に関すること 4 応急対策活動等の労働力の確保・配分に関すること
災対建設部	建築班	1 被災建築物の応急対策に関すること 2 公営住宅の応急対策及び被害調査に関すること 3 各種建築物の被害状況の把握に関すること 4 応急住宅の確保に関すること 5 被災建築物の応急危険度判定並びに被災宅地危険度判定に関すること 6 都市公園施設の被害状況の把握に関すること 7 部内の総括及び連絡調整に関すること
	土木班	1 土木関係の応急対策及び被害調査に関すること 2 道路警戒に関すること(障害物の除去、緊急輸送ルートの確保) 3 道路、橋梁、河川及び急傾斜地の被害状況の把握に関すること 4 建設業者との連絡調整に関すること 5 建設機械等の借上げに関すること
災対上下水道部	施設班	1 下水道施設の応急対策及び被害調査に関すること 2 水道施設の応急対策及び被害調査に関すること 3 給水作業に関すること 4 部内の総括及び連絡調整に関すること
災対教育部	学務班	1 文教施設の応急対策及び被害調査に関すること 2 罹災児童、生徒の把握及び措置に関すること 3 所管の避難所の開設及び管理運営等に関すること 4 部内の総括及び連絡調整に関すること
	生涯学習班	1 所管の避難所の開設及び管理運営等に関すること
災対消防部	消防班	1 住民の避難及び救出に関すること 2 災害時における応急措置に関すること 3 災害警戒に関すること 4 行方不明者の捜索に関すること 5 その他、あぶくま消防本部の定めるところによる

亙理町防災会議地震・津波対策専門部会設置要綱

平成25年5月13日

告示第81号

(設置)

第1条 亙理町地域防災計画(以下「計画」という。)の見直しに係る項目・内容等に関する専門的な事項の指導や助言を受けるため、亙理町防災会議地震・津波対策専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 計画の修正に関すること。
- (2) その他計画修正のために必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 部会は、亙理町防災会議委員及び専門委員をもって組織する。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会の会議は、必要に応じ部会委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年5月13日から施行する。

2 危険箇所等の現状

過去の災害

風水害

災害年月日	災害名	死者・傷者	被害の概況
S22.9.15~17	カスリーン	なし	水田冠水85町、畑冠水8町 被害額 6,574千円
S23.9.16~18	アイオン	〃	水田流失2町、畑流失4町、水田冠水241町、畑冠水32町 被害額 14,680千円
S24.5.	テーラー キティー	〃	水田冠水21町、堤防被害5箇所2,700m
S25.8.31~9.1	豪雨	〃	水田埋没3町、畑流失6町、 道路被害1,000m 橋梁流失8箇所、堤防2,678m 被害額 34,071千円
S24.9.24~26	13号	〃	堤防1箇所30m
S31.7.18		〃	水田埋没1反、畑冠水250町、橋梁被害1箇所 林道被害1箇所40m、堤防1箇所30m
S33.9.26~27	22号	〃	建物流失12戸、水田埋没80町、水田冠水2,236 町建物床上浸水2,257世帯、堤防被害1,177m 被害額 218,706千円
S36.10.10	24号	〃	道路被害35.5m、堤防被害1,177m 被害額 169,938千円
S43.5.31	雹	〃	農作物損害額 30,556千円
S44.5.7	降霜	〃	農作物損害額 89,867千円
S44.8.	9号	〃	水稲60ha
S45.11.20~21	大雨	〃	野菜類損害 7,360千円、70ha
S47.8.7~8	13号	〃	野菜類損害 6,138千円、50ha
S47.9.16~17	20号	〃	野菜類損害 24,990千円 果樹 25,578千円
S48.9.22~23	低気圧	〃	水稲損害 15,817千円 果樹類 1,559千円 野菜類損害 35,564千円
S48.8.1	雷雨	〃	床下浸水41世帯、道路肩くずれ(東街道10箇所)

災害年月日	災害名	死者・傷者	被害の概況		
S54. 4. 17	強 風	重傷者2名 軽傷者1名	農作物損害額	23,451	千円
			農業用施設損害額	10,867	千円
S54. 10. 20	台風20号	なし	農作物損害額(7ha)	26,712	千円
			農業用資機材額	1,395	千円
			家畜損害額	1,200	千円
			漁船損害額	4,590	千円
			畜産施設損害額	2,800	千円
			水産物損害額	33,467	千円
S55. 12.	高 潮 着 雪	〃	床下浸水34世帯、水田冠水33ha、畑冠水3ha		
			清掃施設損害額	10,000	千円
			農作物損害額	46,578	千円
			農業用資機材額	35,945	千円
			漁船損害額	1,500	千円
			森林関係損害額	24,727	千円
			文教施設損害額	200	千円
			道路施設損害額	2,000	千円
S 55. 12. 22~23	台風15号	〃	漁船関係損害額	9,300	千円
			養殖施設損害額	766	千円
			農作物関係損害額	717,032	千円
			漁船施設損害額	6,850	千円
			文教施設損害額	800	千円
			文教施設損害額	300	千円
S56. 8. 23	台風15号		漁船損害額	9,300	千円
			漁業関係損害額	766	千円
			農作物関係損害額	723,882	千円
S57. 5. 20	大 雨	〃	床下浸水11世帯、田冠水1,664ha、畑冠水416ha		
S57. 8. 1	台風10号	〃	畑倒伏79ha、農作物損害額	5,855	千円
			非住家損害額	1,400	千円
S57. 9. 11~13	台風18号	軽傷者2名	住家一部破損	5世帯、住家被害	4,720 千円
			床上浸水	115世帯、非住家被害	600 千円
			床下浸水	480世帯、水稲被害	819 千円
			畑埋没	0.04ha、野菜被害	21,037 千円
			畑冠水	44ha、果実被害	3,096 千円
			道 路	3箇所、文教施設被害	350 千円
			小河川	13箇所、道路被害	9,817 千円
			崖くずれ	12箇所、河川被害	80,560 千円
			船舶被害	2箇所、船舶被害	525 千円
			その他被害	1,300	千円
			計	122,824	千円
S61. 8. 4~5	台風10号 洪水・波浪 警 報 416ミリ	軽傷者1名	住家一部破損	8世帯、住家被害	45,030 千円
			住家床上浸水	153世帯、土木被害	359,873 千円
			住家床下浸水	712世帯、農業被害	1,816,102 千円
			河 川	50箇所、林業被害	43,416 千円
			道 路	16箇所、水産被害	11,900 千円
			海 岸	2箇所、商工被害	25,775 千円
			公営住宅	2箇所、医療衛生被害	70,500 千円
			水稲被害	2,014ha、 文教被害	
			野菜被害	270.5ha、 その他	
			計	2,398,246	千円

災害年月日	災害名	死者・傷者	被害の概況		
S62. 2.4~5	大雪 51cm	なし	公共建物被害 2棟、 道路(除雪) 1,200km、 農業施設ハウス 1,859棟、 農業施設ハウス 264,713 千円 農産物被害 335,524 千円 計 603,487 千円	道路(除雪費) 3,000 千円 公共建物 250 千円	
H3. 8.6~7	大雨 (大雨・洪水警報) 191ミリ	〃	住家床下浸水 49世帯、 道路 17箇所 河川 19箇所	公共土木被害	50,800 千円
H 3. 10.12 ~14	台風21号 (大雨・洪水 波浪警報)	〃	住家床上浸水 1世帯、 住家床下浸水 3世帯 水田冠水 30ha 畑冠水 29.2ha 道路 7箇所 河川 5箇所	農林水産業被害 公共土木施設被害 農林水産被害 計	20,000 千円 38,047 千円 31,589 千円 89,636 千円
H4. 10.12 ~14	台風21号	なし	被害記録なし 総雨量:亘理257ミリ		
H6. 9.22 ~23	集中豪雨 (大雨・洪水 警報)		床下浸水18世帯、水稻冠水1,000ha、畑冠水3ha 農作物被害 総雨量:亘理125ミリ 134,875 千円		
H6. 9.29 ~30	大雨・強風 (大雨・洪水 暴風警報)	重傷者1名	施設関係被害 農作物被害 3,952 千円		
H10. 8.26 ~31	大雨 (大雨・ 洪水警報、 水防警報)		床下浸水 3世帯 堤防漏水箇所 15箇所 土砂崩れ 2箇所		
H10. 9.15 ~16	台風5号 (大雨・洪水 波浪警報、 水防警報)		住宅一部破損 3棟 農作物被害	71,511 千円	
H14.7.10 ~11	台風6号 (大雨・ 洪水警報)		床下浸水 18世帯 農林水産業施設被害 公共土木施設被害 その他の施設被害 農作物被害 その他の被害	10,700 千円 5,000 千円 2,000 千円 8,759 千円 500 千円	
H14.10.1~2	台風21号 (大雨・洪水 暴風警報、 波浪警報)		その他の公共施設被害 農作物被害	2,700 千円 9,086 千円	

災害年月日	災害名	死者・傷者	被害の概況
H18.9.27	大雨 (大雨・洪水警報)		床上浸水 1世帯 床下浸水 6世帯公共土木施設被害 2,400 千円
H18.10.6～7	太平洋低気圧による大雨 (大雨・洪水警報 暴風・波浪警報)		農林水産業施設被害 14,217 千円 公共土木施設被害 2,200 千円 農作物被害 183,191 千円
H19.7.15 ～16	台風4号 (大雨・洪水・波浪)		農林水産関係被害 28,715 千円 公共土木関係被害 9,000 千円
H19.9.5～7	台風9号 (大雨・洪水・波浪)		農林水産関係被害 9,341 千円
H20.8.29	集中豪雨 (大雨・洪水)		公共土木関係被害 2,650 千円 床下浸水 4棟 落雷による火災 1件
H21.10.8 ～9	台風18号 (大雨・洪水・波浪・暴風・高潮)		農林水産関係被害 1,500 千円 公共土木関係被害 641 千円
H23.9.20 ～22	台風15号 (大雨・洪水・波浪・暴風)		床上浸水 3棟 床下浸水 10棟 避難勧告 避難者 23名
H25.9.15 ～16	台風18号 (大雨・洪水)	軽傷2名	床下浸水 1棟 がけ崩れ 1件
H25.10.16	台風26号 (大雨・洪水)		自主避難 中央公民館 2名
H27.9.10 ～11	平成27年9月 関東・東北 豪雨 (大雨・洪水・土砂災害)		9/11 02:45 土砂災害警戒情報 発表 03:20 大雨特別警報 発表 03:30 避難準備情報 発令(町内12行政区) 町内3箇所 避難所開設 避難者8名
H28.8.22 ～23	台風9号 (大雨・洪水・暴風・波浪)		8/22 17:34 避難準備情報 発令(町内全域) 町内1箇所 避難所開設 避難者7名 竜巻発生(F1) 町内約20箇所倒木・屋根及び外壁破損・農業施設破損等
H28.8.29 ～30	台風10号 (大雨・暴風・洪水・波浪・高潮)		8/30 09:00 避難準備情報 発令(町内全域) 町内1箇所 避難所開設 避難者29名 8/31 岩手県岩泉町へ巨理消防本部より緊急隊3名を派遣
H29.10.22 ～23	台風21号 (大雨・洪水・土砂災害)		10/22 06:51 土砂災害警戒情報 発表 町内1箇所 避難所開設 避難者4名 10/23 町立小中学校 臨時休校
H30.9.30 ～10.1	台風24号 (暴風・波浪)		町内1箇所 避難所開設 避難者11名 10/1 町立小中学校 登校時刻繰り下げ措置 町内約10箇所倒木・屋根及び外壁破損・農業施設破損等 観測史上最大となる 風速23.6m/s、瞬間風速34.1m/s を観測

災害年月日	災害名	死者・傷者	被害の概況
R1.10.12 ～14	令和元年 東日本台風 (台風19号) (大雨・洪水・ 土砂災害)		10/12 19:10 土砂災害警戒情報 発表 同 23:10 大雨特別警報 発表 住家被害 床上浸水 6件、床下浸水 27件、 その他破損等 23件、非住家被害 12件 道路冠水 10件、河岸浸食 20箇所、 道路陥没等 20件、倒木 5件 農作物、農業施設に被害 10/12 16:30 町災害対策本部設置(3号配備) 10/12 16:15 避難準備・高齢者等避難開始、 同 19:00 避難勧告、10/13 03:55 避難指示(緊急) 町内6箇所 避難所開設 最大避難者数 842人 丸森町へ給水支援(8日間、延べ16人)、丸森町へ健 康調査等支援(4日間、延べ12人)、角田市へ罹災証 明書発行等支援(16日間、延べ80人)など

注) 避難情報等の名称は当時のもの。

地震・津波被害

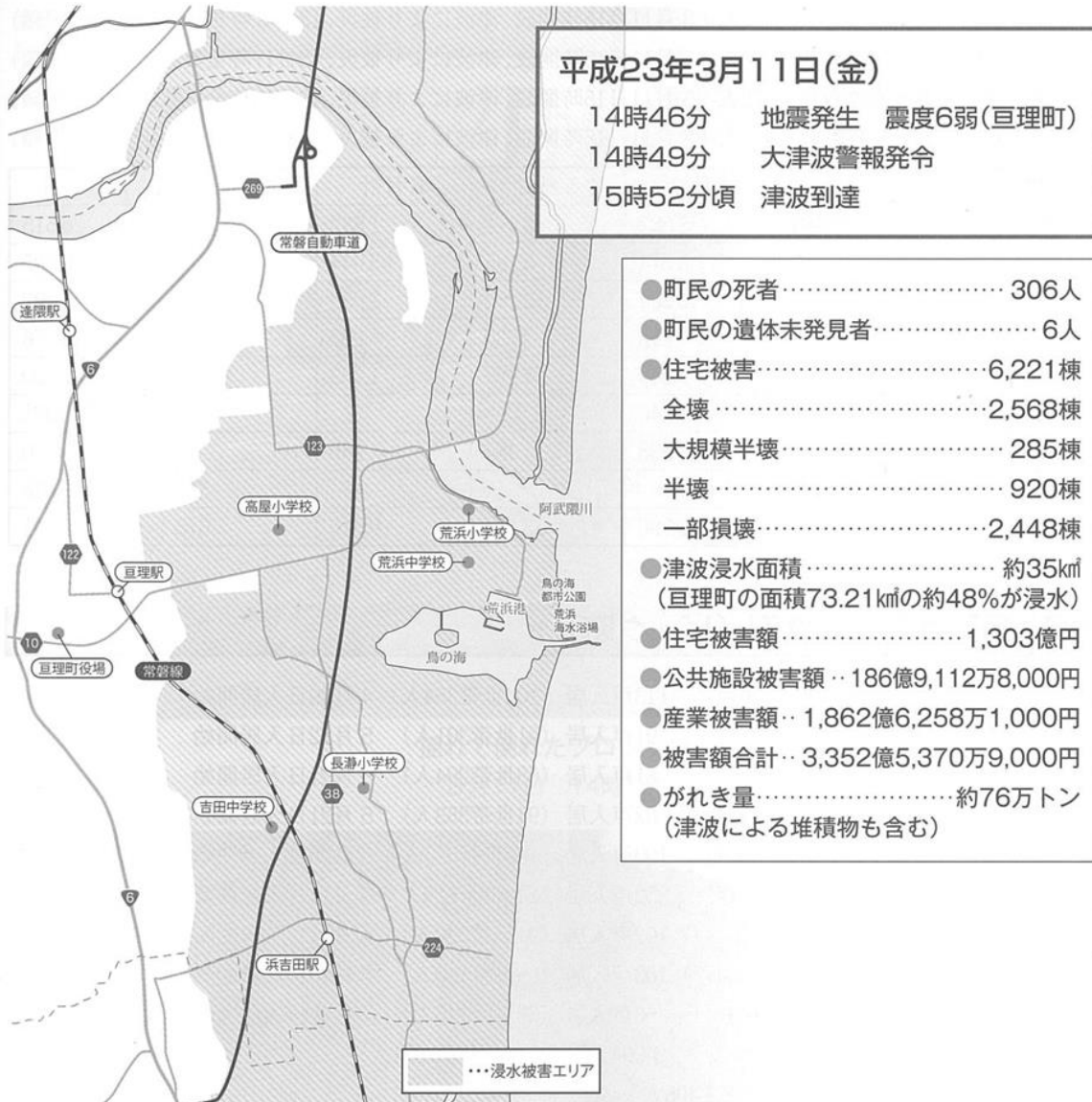
災害年月日	災害名	死者・傷者	被害の概況	
S35. 5. 24	チリ地震津波	死者 4	畑冠水5町、	船舶1隻
S53. 6. 12	宮城県沖地震	重傷者7名 軽傷者1名	住家全壊 住家半壊 住家一部破損 非住家損害額 罹災世帯 文教施設損害額 港湾施設損害額 水道施設損害額 公園施設損害額 下水道施設損害額 農作物施設損害額 その他損害額	8世帯 60世帯 528棟 219,380 千円 68世帯、 罹災者数 286 人 6,218 千円 31,539 千円 467,200 千円 5,550 千円 20,000 千円 1,000 千円 16,437 千円 471,000 千円 計 1,448,794 千円
H15.5.26	宮城県沖地震		住宅一部損壊 4棟 公共土木施設被害 (M=7.1) 亶理町震度:5弱	2,353 千円
H20.6.14 (8:43)	岩手・宮城内陸地震	なし	M7.2 亶理町震度4	
H20.7.24 (0:26)	岩手沿岸北部地震	なし	M6.8 亶理町震度5弱	
H22.2.28	チリ中部沿岸地震津波	なし	M8.6 日本時間 2/27 15:34、2/28 大津波警報発表 避難指示 避難者数 716名	
H23.3.11	東北地方太平洋沖地震		別表参照	
H23.4.7 (23:32)	宮城県沖を震源とする地震	なし	M7.2 亶理町震度5強 津波警報発表	
H24.12.7 (17:18)	三陸沖を震源とする地震	なし	M7.3 亶理町震度4 津波警報発表 避難指示 避難者数 667名	
H26.4.2	チリ北部沿岸地震による津波	なし	M8.2 日本時間4/3 午前3時00分 宮城県沿岸に津波注意報発表 町内6施設 避難所開設 避難者3名	
H26.7.12	福島県沖地震津波	なし	M7.0 亶理町:震度3 津波注意報発表 町内5施設 避難所開設 避難者16名	
H27.9.17	チリ中部沿岸地震による津波	なし	M8.3 日本時間9/18 午前3時00分 宮城県沿岸に津波注意報発表 町内1施設 避難所開設 避難者1名	
H28.11.22	福島県沖地震津波	なし	M7.4 亶理町:震度4 津波警報発表 町立小中学校全校休校 避難指示を発令 町内6施設 避難所開設 避難者703名	
R3.2.13	福島県沖地震	軽傷者1名	M7.3 亶理町:震度6弱 住家被害:半壊1件・準半壊1件・一部損壊259件	

災害年月日	災害名	死者・傷者	被害の概況
R3.3.30	宮城県沖地震津波	なし	M7.2 巨理町:震度5弱 津波注意報発表 避難指示発令 津波1m観測 町内5施設に避難所開設 徒歩避難者7名 車中避難約110台
R4.1.16	トンガ諸島火山噴火津波	なし	津波注意報発表 避難指示発令 町内5施設に避難所開設 避難者38名 車中避難約100台
R4.3.16	福島県沖地震津波	軽傷者1名	M7.3 巨理町:震度6弱 津波注意報発表 避難指示発令 津波1m観測 町内5施設に避難所開設 避難者113名 車中避難約150台 住家被害:全壊2件・半壊13件・準半壊27件・一部損壊319件

(令和4年4月1日現在)

注) 避難情報等の名称は当時のもの。

巨理町の被害の概要



1 人的被害 (平成25年1月31日現在)

死者 306人
 (災害関連死亡18人、認定死亡13人を含む)
 257人 (町内で発見された遺体数)
 遺体未発見者 6人 (認定死亡13人中)
 負傷者 45人 (重傷2人、軽傷人43人)
 救助者 2,796人 (避難所からの救助を含む)

※令和2年2月時点 遺体未発見者は4人

2 住家被害 (平成25年1月31日現在)

・地震被害によると思われるもの
 全壊 99棟 大規模半壊 63棟
 半壊 290棟 一部損壊 2,164棟

・津波被害によるもの
 全壊 2,469棟 大規模半壊 222棟
 半壊 630棟 一部損壊 284棟

・合計 (総被害棟数：6,221棟)
 全壊 2,568棟 大規模半壊 285棟
 半壊 920棟 一部損壊 2,448棟

水防関連

水防区域等の状況

水防区域等の状況

[水防区域]

番号	河川名	危険区域			予想される被害
		地区名	右左岸の別	延長 (m)	
1	阿武隈川	小山地区～ 荒浜地区	右岸	7,324	・堤防決壊 ・冠水及び出水による 床上浸水 ・田畑の冠水

[その他の区域]

番号	河川名 (海岸等)	危険区域			予想される被害
		地区名	右左岸の別	延長 (m)	
1	鍋倉川	沿岸地区 ～ 一帯	両岸	2,500	・堤防決壊、出水による 田畑の冠水
2	愛宕沢川			2,780	
3	松栗川			1,100	
4	鹿島沢川			1,400	
5	若宮沢川			1,900	
6	山居入沢川			300	
7	柳沢川			950	

[その他の区域]

番号	河川名 (海岸等)	危険区域			予想される被害
		地区名	右左岸の別	延長 (m)	
11	吉田海岸	沿岸地区 ～ 一帯	両岸	4,500	・高潮、津波による 田畑の冠水
12	鳥の海			5,000	
13	荒浜海岸			1,400	

水防資機材の保有状況

水防資機材の保有状況

		本町水防倉庫	小山水防倉庫	上の町水防倉庫	牛袋水防倉庫	今泉水防倉庫	仙台土木事務所 亶理水防倉庫
		字悠里 1-1	遙隈小山字与平谷地	遙隈中泉字町裏	遙隈牛袋字熊野	遙隈中泉字水塚	荒浜字山神 23-2
水防資機材	空俵(表)						
	麻袋(袋)			10	4	11	
	ビニール袋(袋)						
	かます(袋)						
	土のう袋(枚)	5,000	3,800	600	700	1,600	800
	ビニールシート(枚)	243	14	88	44	30	25
	木材⑬尺(本)		20	20	20	20	
	木材⑨尺(本)						
	木材⑥尺(本)		50	50	50	50	29
	枕木(袋)						
	コンパネ(枚)						
	縄(玉)	17	15	10	7	10	3
	鉄線(kg)	25	75		50	50	
	鉄筋(本)	87			4	4	
工具類	スコップ(丁)	41	26	13	13	13	10
	カケヤ(丁)	3	20	6	8	6	
	片手ハンマー(丁)	20	5		7	10	5
	大ハンマー(丁)	8			4	2	10
	つるはし(丁)	22	10		5	5	6
	唐くわ(丁)	5	10	6	5	5	
	おの(丁)	10	4	5	5	5	9
	のこぎり(丁)	10	5	8	6	4	5
	かま(丁)	10	5	10	6	5	3
	なた(丁)	20	5	2	3	3	
	カッター(丁)	1					
	ペンチ(丁)	5	2	1	5	6	3
	とび(丁)	13					
	長とび(丁)						
	じょれん(丁)	10					
	竹割かま(丁)	2	2	5	2	2	3
	一輪車(台)		3	2	2	1	4
	安全ロープ(巻)	10	3	1	2	2	
	かすがい(個)						
	縄より機(個)	5	5	11	8	8	
クリッパー(丁)	1						
照明器具類	照明灯(個)				4		
	投光器(台)	2					
	発電機(台)	3					
	携帯用電灯(個)						
その他	ラジオ(台)						
	命綱(着)						
	テント(張)	3					
	救命胴衣(着)				1		
	油吸着剤(梱)	3					14 ※吸着剤フェンス
	オイルフェンス(m)						
中和剤(㊟)							

(亶理町水防計画より)

水防巡視活動

水防法第9条の規定により、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川・海岸堤防を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川・海岸堤防の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

・阿武隈川右岸

巡視区域	巡視責任者	巡視員	巡視時間	連絡先
第一水防区	逢隈分団長	逢隈分団	角田市江尻水位観測所 通報水位9.5mに達した時は 60分間隔。警戒 水位10.8mに達した時は 30分間隔。計画高水位 14.215mは随時警 戒。	水防管理者 (亘理町長)
第二水防区	逢隈分団長	逢隈分団		
第三水防区	逢隈分団長	逢隈分団		
第四水防区	逢隈分団長	逢隈分団	岩沼水位観測所 通報水位4.0mに達し た時は60分間隔。警戒水 位5.0mに達した時は30分 間隔。計画高水位 8.246mは随時警戒。	
第五水防区	逢隈分団長	逢隈分団		
第六水防区	荒浜分団長	荒浜分団		
第七水防区	荒浜分団長	荒浜分団		
第八水防区	荒浜分団長	荒浜分団	荒浜水位観測所 通報水位1.3mに達し た時は60分間隔。警戒水 位1.8mに達した時は30分 間隔。計画高水位 3.939mは随時警戒。	

宮城県第1種指定水防地域

宮城県第1種指定水防地域

河川名	水防区	地区名	水防区間	延長	担当消防分団
阿武隈川 右岸	第一水防区	逢隈地区	小山・角田市境 ↓ 田沢・岩地藏	2,000 ^m	逢隈分団
	第二水防区		田沢・岩地藏 ↓ 森房・馬捨場	1,500	逢隈分団
	第三水防区		森房・馬捨場 ↓ 阿武隈橋	2,000	逢隈分団
	第四水防区		阿武隈橋 ↓ 今泉・土花	1,400	逢隈分団
	第五水防区		今泉・土花 ↓ 牛袋・荒浜境	1,200	逢隈分団
	第六水防区	荒浜地区	牛袋・荒浜境 ↓ 水倉	1,600	荒浜分団
	第七水防区		水倉 ↓ 明神西	2,100	荒浜分団
	第八水防区		明神西 ↓ 河口	2,200	荒浜分団

海岸保全施設

〔 樋 門 ・ 水 門 〕 操作分

陸 閣 名	所 在	備 考
鏡川防潮水門	巨理町逢隈高屋宇鳥南地内	遠隔操作
吉田排水機場樋門	吉田字砂浜地内	常時閉扉

〔 樋 門 ・ 陸 閘 〕 操作不要分

陸 閘 名	所 在	備 考
舟入川樋門	巨理町長瀬字新海岸地内	自動（起伏式）
橋本樋門	吉田字塩田地内	自動（起伏式）
東新堀樋門	吉田字塩田地内	自動（起伏式）
鷺穴樋門	逢隈高屋宇鳥屋崎地内	自動（起伏式）
鳥の海第1陸閘	荒浜字御狩屋地内	常時閉扉
鳥の海第2陸閘	荒浜字藤平橋地内	常時閉扉
鳥の海第3陸閘	荒浜字藤平橋地内	常時閉扉
鳥の海第4陸閘	荒浜字藤平橋地内	常時閉扉
鳥の海第5陸閘	逢隈高屋宇鳥屋崎地内	常時閉扉
鳥の海第6陸閘	逢隈高屋宇鳥南崎地内	常時閉扉
鳥の海第7陸閘	吉田字畑西地内	常時閉扉
鳥の海第8陸閘	吉田字畑西地内	常時閉扉
鳥の海第9陸閘	吉田字塩田地内	常時閉扉
鳥の海第10陸閘	吉田字塩田地内	常時閉扉

土砂災害等危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所

令和元年10月1日現在

箇所番号	箇所名	所在地		人家戸数
		大字	小字	
自 I-356	祝田		愛宕前	7
自 I-357	長瀬	長瀬	長峰	6
自 I-358	中原	吉田	中原	5
自 I-1201	坂下	長瀬	坂下	7
自 II-715	中沢	逢隈小山	中沢	1
自 II-716	南山	逢隈小山	南山	1
自 II-717	天王	逢隈上郡	天王	4
自 II-718	袖ヶ沢	逢隈神宮寺	袖ヶ沢	4
自 II-719	前山	逢隈神宮寺	前山	2
自 II-720	鍋倉	逢隈神宮時	鍋倉	2
自 II-721	中原2	吉田	中原	1
自 II-722	倉庭	逢隈鹿島	倉庭	3
自 II-723	西山	逢隈小山	西山	1
人 I-290	館南		館南	—
人 I-401	大森山	逢隈下郡	八ツ入	—
自 III-213	西山	逢隈小山	西山	—
自 III-214	南山	逢隈小山	南山	—
自 III-215	椿山	逢隈下郡	椿山	—
自 III-216	堤の内	逢隈上郡	堤の内	—
自 III-217	山入	逢隈上郡	山入	—
自 III-218	前山	逢隈神宮寺	前山	—
自 III-219	北猿田1		愛宕前	—
自 III-220	北猿田2		北猿田	—
自 III-221	北猿田3	逢隈鹿島	宮前	—
自 III-222	北猿田4		愛宕前	—

土石流危険溪流

令和元年10月1日現在

溪流番号	河川名	所在地		人家戸数
		大字	小字	
2-21-001	荒沢		愛宕前	10
2-21-002	愛宕前沢		愛宕前	26
2-21-003	鹿島沢	逢隈鹿島	宮前	2
2-21-004	宮前沢	逢隈鹿島	宮前	3
2-21-005	宮前沢2	逢隈鹿島	宮前	5
2-21-006	北鹿島沢	逢隈鹿島	北鹿島	2
2-21-007	前山沢	逢隈神宮寺	前山	1
2-21-008	鍋倉沢	逢隈神宮寺	鍋倉	3
2-21-009	前山沢2	逢隈神宮寺	前山	1
2-21-010	小入沢	逢隈神宮時	堂前	2
2-21-011	ヲフロ沢	逢隈神宮寺	ヲフロ	6
2-21-012	袖ヶ沢	逢隈神宮寺	袖ヶ沢	97
2-21-013	天王沢	逢隈上郡	天王	8
2-21-014	若宮沢	逢隈上郡	沢田	3
2-21-015	若宮沢2	逢隈上郡	堤の内	7
2-21-016	椿山沢	逢隈上郡	椿山	1
2-21-017	山居入沢	逢隈小山	山居入	3
2-21-018	南山沢	逢隈小山	南山	4
2-21-019	西山沢	逢隈小山	西山	5
2-21-020	内谷沢	吉田	内谷	1
2-21-021	黒森沢	吉田	作田	10
2-21-022	泉沢	長瀬	泉	—
2-21-023	中条沢	長瀬	堂前	—
2-21-024	卑下入沢		卑下入	2
2-21-025	卑下入沢2		卑下入	1

土砂災害警戒区域等

令和元年10月1日現在

番号	溪流番号	溪流名	所在地 (危険箇所カルテベース)	危険箇所の種類	
				土石流	急傾斜地の崩壊
1	2-21-001	荒沢	巨理郡巨理町愛宕前	○	
2	2-21-002	愛宕前沢	巨理郡巨理町愛宕前	○	
3	2-21-003	鹿島沢	巨理郡巨理町逢隈鹿島 ・ 宮前	○	
4	2-21-004	宮前沢	巨理郡巨理町逢隈鹿島 ・ 宮前	○	
5	2-21-005	宮前沢 2	巨理郡巨理町逢隈鹿島 ・ 宮前	○	
6	2-21-006	北鹿島沢	巨理郡巨理町逢隈鹿島 ・ 北鹿島	○	
7	2-21-007	前山沢	巨理郡巨理町逢隈神宮寺 ・ 前山	○	
8	2-21-008	鍋倉沢	巨理郡巨理町逢隈神宮寺 ・ 鍋倉	○	
9	2-21-009	前山沢 2	巨理郡巨理町逢隈神宮寺 ・ 前山	○	
10	2-21-010	小入沢	巨理郡巨理町逢隈神宮寺 ・ 堂前	○	
11	2-21-011	ヲフロノ沢	巨理郡巨理町逢隈神宮寺 ・ ヲフロ	○	
12	2-21-012	袖ヶ沢	巨理郡巨理町逢隈神宮寺 ・ 袖ヶ沢	○	
13	2-21-013	天王沢	巨理郡巨理町逢隈神宮寺 ・ 天王	○	
14	2-21-014	若宮沢	巨理郡巨理町逢隈上郡 ・ 沢田	○	
15	2-21-015	若宮沢 2	巨理郡巨理町逢隈上郡 ・ 堤ノ内	○	
16	2-21-016	椿山沢	巨理郡巨理町逢隈下郡 ・ 椿山	○	
17	2-21-017	山居入沢	巨理郡巨理町逢隈小山 ・ 山居入	○	
18	2-21-018	南山沢	巨理郡巨理町逢隈小山 ・ 南山	○	
19	2-21-019	西山沢	巨理郡巨理町逢隈小山 ・ 西山	○	
20	2-21-020	内谷沢	巨理郡巨理町吉田 ・ 内谷	○	
21	2-21-021	黒森沢	巨理郡巨理町吉田 ・ 作田	○	
22	2-21-022	泉沢	巨理郡巨理町長瀬 ・ 泉	○	
23	2-21-023	中条沢	巨理郡巨理町長瀬 ・ 堂前	○	
24	2-21-024	卑下入沢	巨理郡巨理町卑下入	○	
25	2-21-025	卑下入沢 2	巨理郡巨理町卑下入	○	
26	I-自-0356	祝田	巨理郡巨理町逢隈字祝田		○
27	I-自-0357	長瀬	巨理郡巨理町逢隈字長瀬		○
28	I-自-0358	中原	巨理郡巨理町逢隈字中原		○
29	I-自-1201	坂下	巨理郡巨理町長瀬字坂下		○

番号	溪流番号	溪流名	所在地 (危険箇所カルテベース)	危険箇所の種類	
				土石流	急傾斜地の崩壊
30	I-人-0290	舘南	巨理郡巨理町字舘南		○
31	I-人-0401	大森山	巨理郡巨理町		○
32	II-自-0715	中沢	巨理郡巨理町逢隈小山字中沢		○
33	II-自-0716	南山	巨理郡巨理町逢隈小山字南山		○
34	II-自-0717	天王	巨理郡巨理町逢隈上郡字天王		○
35	II-自-0718	袖ヶ沢	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字袖ヶ沢		○
36	II-自-0719	前山	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字前山		○
37	II-自-0720	鍋倉	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字鍋倉		○
38	II-自-0721	中原の2	巨理郡巨理町吉田字中原		○
39	II-自-0722	倉庭の2	巨理郡巨理町逢隈字倉庭		○
40	II-自-0723	西山	巨理郡巨理町逢隈小山字西山		○
41	III-自-0213	西山	巨理郡巨理町逢隈小山字西山		○
42	III-自-0214	南山	巨理郡巨理町逢隈小山字南山		○
43	III-自-0215	椿山	巨理郡巨理町逢隈下郡字椿山		○
44	III-自-0216	堤ノ内	巨理郡巨理町逢隈上郡字堤ノ内		○
45	III-自-0217	山入	巨理郡巨理町逢隈上郡字山入		○
46	III-自-0218	前山	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字前山		○
47	III-自-0219	北猿田の1	巨理郡巨理町北猿田		○
48	III-自-0220	北猿田の2	巨理郡巨理町北猿田		○
49	III-自-0222	北猿田の4	巨理郡巨理町北猿田		○

危険物施設

危険物取扱事業所等

令和1年9月1日現在（亶理消防署資料）

〔亶理地区〕

事業所名	所在	取扱品名
(株)カインズ亶理店	逢隈鹿島字西鹿島17	灯油
ケーヒンワタリ(株)	逢隈高屋字堂田1-5	テラス油他
(株)コメリ	逢隈高屋字柴北110-2	灯油
(株)コスメティックアイダ宮城本工場	逢隈高屋字堂田42-4	第1石油類（水）、 第2石油類（非）
住化積水フィルム(株)仙台工場	逢隈高屋字棚子1-1	溶剤、潤滑油他
ミライフ東北(株)亶理店	逢隈鹿島字寺前南23-7	灯油
仙南ベニーガス(株)	逢隈高屋字道下11-2	灯油
(株)アイリスプラザダイシン亶理店	逢隈高屋字柴北98	灯油
(株)南館製作所	字北猿田91-7	アセトン類他
(株)手戸設備	字五日町60-1	灯油
特別養護老人ホーム第二日就苑	逢隈鹿島字北鹿島406-1	灯油
東コン三谷セキサン(株)	字道田西21-1	A重油
(株)東日本宇佐美6号亶理	字堀の内88-1	ガソリン、軽油、灯油他
東日本コンクリート(株)亶理PC工場	字北新田7-1	A重油
(株)丸竹青田商店	字五日町15	灯油
丸山(株)亶理中央スーパーステーション	逢隈高屋字柴北170-1	ガソリン、軽油、灯油他
三戸部燃料店	字新井町75-4	灯油
宮城県亶理高等学校	字館南56-2	灯油
老人保健施設和多里ホーム	字裏城戸155	重油
(株)ワタヨシコーポレーション	逢隈鹿島字寺前43-1	ガソリン、軽油、灯油他
亶理町立亶理中学校	字沼頭1	灯油
SSスチール開発(株)	字堀の内41-1	灯油、軽油

〔荒浜地区〕

事業所名	所 在	取扱品名
(株)エースパッケージ仙台工場	荒浜字下新田 19-1	A 重油
きずなぽーとわたり	荒浜字築港通り 6-22	重油
中島商店	荒浜字篠子橋 65-2	ガソリン、軽油、灯油
(株)ライフサポートわたり荒浜給油所	逢隈高屋字倉東 1-1	ガソリン、軽油、灯油他
宮城県漁業協同組合	荒浜字築港通り 25	軽油、重油
荒浜第一排水機場	逢隈高屋地内	重油
わたり温泉鳥の海	荒浜字築港通り 41-2	灯油
荒浜第二排水機場	逢隈高屋字鳥南 17-2	重油

〔吉田地区〕

事業所名	所 在	取扱品名
関東貨物(株)	吉田字中原 104-4	軽油
吉田排水機場	吉田字砂浜 1-21	重油
宮城県コンクリートブロック協同組合	長瀬字新小橋 1	重油
特別養護老人ホーム日就苑	吉田字宮前 5-10	灯油
日幸電機(株)	吉田字宮前 21-2	シンナー、ガソリン、重油他
大畑浜排水機場	吉田地内	重油

〔逢隈地区〕

事業所名	所 在	取扱品名
岡田陸運(株)	逢隈中泉字大原 58-1	軽油
共栄プラスチック(株)	逢隈田沢字壇の越 1-14	塗料
弘進ゴム(株)亙理事業所	逢隈田沢字北疣石 5-1	ガソリン、オイル、 灯油他
国際石油ガス(株)竹中給油所	逢隈牛袋字谷地添 110-4	灯油、重油
コスモ石油販売(株)セルフ亙理	逢隈中泉字大原 146-1	ガソリン、灯油、軽油他
センコー(株)仙台支店仙台営業所	逢隈中泉字大原 57-1	軽油
(株)ダイコー	逢隈中泉字一里原 111-1	塗料、溶剤
東北地方整備局阿武隈大堰管理分室	逢隈田沢字砂押 35-1	軽油
(株)東和製作所亙理工場	逢隈十文字字牛頭 167-3	トルエン、重油他
東北セキスイハイム工業(株)	逢隈田沢字壇の越 55	灯油、重油
前田道路(株)	逢隈小山字西山 15-1	重油
(株)オカモトホールディングス	逢隈十文字字一郷 66-1	ガソリン、灯油、軽油
結城組(株)	逢隈中泉字中 3-1	軽油
(株)ライフサポートわたり逢隈給油所	逢隈字郡 98-1	ガソリン、灯油、軽油他
みなと運送(株)	逢隈中泉字大原 156-1	ガソリン、灯油、軽油他
(株)リード仙台工場	逢隈牛袋字館内 144-7	アセトン、アルコール他

液化石油ガス取扱施設（300kg以上）

令和1年9月1日現在（巨理消防署資料）

〔巨理地区〕

事業所名	所在	取扱数量等	
		取扱数量	種別
秋桜コーポ	巨理町字桜小路 40-8	300kg	共同住宅
アネックスⅡ	巨理町字北新町 19-3	300kg	共同住宅
アネックス	巨理町字北新町 19-1	300kg	共同住宅
居酒屋 YOSAKU	巨理町字上茨田 4-1	450kg	飲食店
エテルノ（C・D）	巨理町字下茨田 51-9	300kg	共同住宅
カーサルビーノ（A・B）	巨理町字油田 95-1	400kg	共同住宅
グリーンパレス 西郷	巨理町字西郷 259-7	300kg	共同住宅
クリエイト館南Ⅰ・Ⅱ	巨理町字館南 35-1	300kg	共同住宅
クロワール保育園わたり	巨理町字東郷 109	300kg	保育園
コートクレアールA B C	巨理町字東郷 170-1.2.3	800kg	共同住宅
コーポシャロームA B	巨理町字狐塚 72-1	300kg	共同住宅
シティハイムサザンカ	巨理町字中町東 145-1	400kg	共同住宅
しゃぼん巨理店	巨理町字下茨田 47-1	500kg	コインランドリー
ジュネス・K	巨理町字道田西 66-3	300kg	共同住宅
セレーノ巨理駅前	巨理町字新町 54-11	300kg	共同住宅
ソウル亭Ⅱ炭焼	巨理町字西郷 298番地1	400kg	飲食店
彩苑	巨理町字東郷 157-5	300kg	飲食店
ニチイケアセンター巨理うらきど	巨理町字裏城戸 141-1	300kg	福祉施設
馬上かまぼこ 新町倉庫	巨理町字新町 35	400kg	倉庫
バセオプラシード式番館 マコト歯科	巨理町字上茨田 1-1	400kg	歯科医院
フレスコキクチ 巨理店	巨理町字上茨田 49-1	400kg	店舗
マイ・ポート	巨理町字下茨田 44	400kg	共同住宅
マンションドム巨理（Ⅰ・Ⅱ）	巨理町字道田西 41-1, 42-1, 3-2, 2-2	500kg	共同住宅
みやぎ巨理農業協同組合 巨理支所	巨理町字新井町 82	600kg	事務所
宮林コーポ	巨理町字新町 10-1	400kg	共同住宅
メゾン・ド・グラシア	巨理町字下茨田 180-3	400kg	共同住宅
メゾンラークABC	巨理町字油田 39, 40	500kg	共同住宅
(株)ヨークベニマル 巨理店	巨理町字旧館 8	500kg	店舗
ラフォーレK Ⅲ	巨理町字上茨田 73-1	300kg	共同住宅
ル・リアン（A・B）	巨理町字江下 66	300kg	共同住宅

事業所名	所 在	取扱数量等	
		数量	施設名
亶理警察署	亶理町字旧館 61-21	500kg	警察署
宮城県亶理高等学校	亶理町字館南 56-2	550kg	学校
宮城県亶理高等学校	亶理町字館南 56-2	300kg	学校
(株)佐藤製線所	亶理町字江下 111	2,600kg	工場
あかぎコーポ	亶理町字北新町 16	300kg	共同住宅
アルファ亶理二番館	亶理町字中町 7-1	300kg	共同住宅
ヴィラジェンテA・B棟	亶理町字狐塚 174	400kg	共同住宅
グリーンハーモニーA・B棟	亶理町字中町東 149-1、2	400kg	共同住宅
グリーンパレス西郷	亶理町字西郷 259-7	300kg	共同住宅
コインランドリーホワイトピュア	亶理町字中町東 191-1	400kg	コインランドリー
野地コーポ1	亶理町字新町 54-1	300kg	共同住宅
コーラルタウンD・E・F棟	亶理町字狐塚 43-1	600kg	共同住宅
347スクエア	亶理町字下茨田 71-1	400kg	共同住宅
シャンドーレ小坂	亶理町字上茨田 153-8	400kg	共同住宅
ピュアレジデンス	亶理町字祝田 83-2, 83-8	300kg	共同住宅
ハイツ桜小路	亶理町字桜小路 4-1	300kg	共同住宅
フラッツピクター	亶理町字新井町 70	300kg	共同住宅
Hotto Motto 亶理店	亶理町字中町東 184-1	400kg	店舗
マルト食品(株)	亶理町字中町 41	500kg	工場
亶理警察署待機宿舎	亶理町字堀の内 144-1	500kg	宿舎
メゾンスズキ	亶理町字中町 1	300kg	共同住宅
ル・ソレイユ	亶理町字五日町 26	300kg	共同住宅
亶理町中央公民館	亶理町字旧館 61-22	500kg	公民館
県営亶理下茨田住宅	亶理町字下茨田 200	1,950kg	共同住宅
亶理町立学校給食センター	亶理町字江下 115	600kg	工場
亶理町立亶理保育所	亶理町字中町東 190-1	300kg	保育所
レオパレスフローラ	亶理町字新町 59-1	400kg	共同住宅
シュガーハウス	亶理町字中町 14	300kg	共同住宅
サニーメゾンA棟B棟	亶理町字上茨田 171-1	300kg	共同住宅
コットンハウスI・II	亶理町字桜小路 35	300kg	共同住宅
ブリックハウスII	亶理町字台田 34-1	300kg	共同住宅
ソフィアソレイユ	亶理町字西郷 285	300kg	共同住宅
クロワール保育園	亶理町字東郷 109	600kg	保育園
和多里ホーム	亶理町字裏城戸 155	300kg	福祉施設

〔荒浜地区〕

事業所名	所在	取扱品名	
イーストハイツ和田里	亶理町逢隈高屋字道下1	400kg	共同住宅
グリーンハウス吉番館	亶理町逢隈高屋字棚子1-4	500kg	複合施設
ランドリーアイランド	亶理町逢隈高屋字柴北100	400kg	コインランドリー
コメリハート&グリーン亶理店	亶理町逢隈高屋字柴北110-2	600kg	店舗
積水化学工業(株)東北物流センター	亶理町逢隈高屋字棚子1-1	400kg	工場
ダイナム宮城亶理店	亶理町逢隈高屋字柴北159	300kg	遊技場
ツルハドラック 亶理店	亶理町逢隈高屋字柴北100	900kg	店舗
マイルームわたり鳥の海	亶理町荒浜字隈淵165-2	300kg	ホテル
みやぎ生活協同組合、ダイソー	亶理町逢隈高屋字柴北100	900kg	店舗
和風レストラン まるまつ 亶理店	亶理町逢隈高屋字柴北100	400kg	飲食店
(株)ケーヒンワタリ	亶理町逢隈高屋字堂田1-5	2,955kg	工場
EASTハイツ	亶理町逢隈高屋字道下1	400kg	共同住宅

〔吉田地区〕

事業所名	所在	取扱品名	
(株)クロサキ自動車	亶理町長瀬字中橋30-1	800kg	作業場
葬祭会館 蓮月季	亶理町長瀬字中條153	980kg	葬祭場
特別養護老人ホーム 日就苑	亶理町吉田字宮前5-10	985kg	福祉施設
ドライブインサザエ	亶理町吉田字岩下21-3	500kg	飲食店
フローラメモリアルホール亶理	亶理町長瀬字町南63-1	300kg	葬祭場
吉田保育所 仮設	亶理町吉田字宮前40	300kg	福祉施設

〔逢隈地区〕

事業所名	所在	取扱品名	
Droom 雪月花	亶理町逢隈鹿島字町東南 28-3	300kg	共同住宅
エテルノ・エスポワールⅠ	亶理町逢隈中泉字東 1 2 8 番地 1	300kg	共同住宅
エテルノ・エスポワールⅡ	亶理町逢隈中泉字東 1 2 8 番地 1	300kg	共同住宅
エテルノ・エスポワールⅢ	亶理町逢隈中泉字東 1 2 8 番地 1	300kg	共同住宅
オリザ FS15	亶理町逢隈中泉字上谷地 244-1	498kg	共同住宅
(株)アイ・エフ・ブイ	亶理町逢隈上郡字上 19-1	500kg	事務所
(株)味ざんまい	亶理町逢隈田沢字早川 77 番地 1	400kg	飲食店
(株)ダイコー	亶理町逢隈中泉字一里原 111-1	980kg	工場

事業所名	所在	取扱品名	
		重量	用途
カメラガーデン	亶理町逢隈下郡字椿山 80-1	500kg	共同住宅
カルムメゾン・k	亶理町逢隈牛袋字南西河原 2-4	300kg	共同住宅
カルムメゾン・k II (A・B・C)	亶理町逢隈田沢字浜道 39-1(A・C), 40-3(B)	498kg	共同住宅
ガレージハウスオーブ	亶理町逢隈田沢字土手下 3-3	300kg	共同住宅
グランスクエア A, B, C	亶理町逢隈田沢字早川 11 番地	985kg	共同住宅
グレースイン	亶理町逢隈中泉字一里原 41-4	300kg	共同住宅
県南プロパンガスセンター	亶理町逢隈田沢字神明 47-4	40,000kg	事務所
県南プロパンガスセンター	亶理町逢隈田沢字神明 47-4	400kg	事務所
弘進ゴム(株) 亶理工場	亶理町逢隈田沢字北疣石 5-1	1,600kg	工場
弘進ゴム(株) 亶理工場	亶理町逢隈田沢字北疣石 5-1	900kg	工場
コットンヴィラ ノース	亶理町逢隈神宮寺字一郷 224 番地 1	498kg	共同住宅
いきいきライフ亶理	亶理町逢隈神宮寺字一郷 63-1	400kg	福祉施設
幸楽苑 亶理店	亶理町逢隈下郡字明神 161-1	900kg	飲食店
ジェルメ・エスト (V・VI)	亶理町逢隈中泉字新田 1-9	498kg	共同住宅
シャームゾン城	亶理町逢隈十文字字竹ノ内 60-1, 60-2, 60-3	400kg	共同住宅
湘南ハイツ A B C	亶理町逢隈下郡字堤の内 56-1	400kg	共同住宅
スーパービッグおおくま店	亶理町逢隈牛袋字南谷地添 17	600kg	店舗
ストロベリーハウスⅢ・Ⅳ	亶理町逢隈鹿島字北鹿島 354-1	500kg	共同住宅
玉田養鶏場	亶理町逢隈蕨字福田 90	800kg	作業場
玉田養鶏場	亶理町逢隈蕨字福田 90	400kg	作業場
中華蕎麦 會	亶理町逢隈神宮寺字一郷 275-1	400kg	飲食店
袖ヶ沢住宅 1 号棟	亶理町逢隈神宮寺字袖ヶ沢 90	500kg	共同住宅
袖ヶ沢住宅 2 号棟	亶理町逢隈神宮寺字袖ヶ沢 90	500kg	共同住宅
袖ヶ沢住宅 3 号棟	亶理町逢隈神宮寺字袖ヶ沢 90	500kg	共同住宅
袖ヶ沢住宅 4 号棟	亶理町逢隈神宮寺字袖ヶ沢 90	500kg	共同住宅
東建アパート	亶理町逢隈中泉字本木 131-12	300kg	共同住宅
東北セキスイハイム工業株式会社	亶理町逢隈田沢字壇の越 55	900kg	工場
トーヨータイヤ物流(株) 亶理物流センター	亶理町逢隈中泉字大原 177-1	500kg	倉庫
特別老後老人ホーム 第二けいけん荘	亶理町逢隈牛袋字境 4	980kg	福祉施設
メルヘンワールド亶理店	亶理町逢隈十文字字牛頭 221-7	400kg	遊技場
パルティール	亶理町逢隈鹿島字東南 19	300kg	共同住宅
ビサイド・フォーリスト	亶理町逢隈下郡字高鉢 48 番地 1	300kg	共同住宅
フィオーレ (I・II)	亶理町逢隈田沢字浜道 14-1	498kg	共同住宅
プラシード (I・II・III)	亶理町逢隈田沢字早川 51-1(I・II) 50(III)	498kg	共同住宅

事業所名	所 在	取扱品名	
		重量	用途
ベルパーク	亶理町逢隈牛袋字南谷地添 4-1	300kg	共同住宅
ミライフ東日本株式会社	亶理町逢隈鹿島字寺前南 23-7	280kg	事務所
メゾンアイ	亶理町逢隈下郡字押掘 49	300kg	共同住宅
八重桜 (A・B・C)	亶理町逢隈牛袋字谷地添 158-7 (A・B), 158-8◎	498kg	共同住宅
八重桜D	亶理町逢隈牛袋字谷地添 158-24	300kg	共同住宅
ラピス・リジュールA B C	亶理町逢隈鹿島字西鹿島 103-4	500kg	共同住宅
レオネクスト西河原	亶理町逢隈牛袋字西河原 59-1	400kg	共同住宅
レオネクスト西河原	亶理町逢隈牛袋字西河原 59-4	400kg	共同住宅
和風レストラン田園 亶理店	亶理町逢隈上郡字上 147	1,900kg	飲食店
(株)MN リテールサービス	亶理町逢隈字郡 160-1	500kg	工場
(株)馬上かまぼこ店	亶理町逢隈鹿島字西鹿島 62	900kg	店舗
カインズホーム亶理店	亶理町逢隈鹿島字西鹿島 8-1	900kg	店舗
とんかつふじ支店	亶理町逢隈神宮寺字中道 17-10	300kg	飲食店
みやぎのあられ(株)	亶理町逢隈鹿島字吹田 51	500kg	店舗
メゾンセルリアA・B・C・D棟	亶理町逢隈鹿島字町東 1-2	400kg	共同住宅
亶理整形外科	亶理町逢隈鹿島字寺前南 27	300kg	外科医院
倉庭住宅 6号棟	亶理町逢隈鹿島字倉庭 16 他	400kg	共同住宅
倉庭住宅 7号棟	亶理町逢隈鹿島字倉庭 16 他	400kg	共同住宅
倉庭住宅 8号棟	亶理町逢隈鹿島字倉庭 16 他	400kg	共同住宅
倉庭住宅 9号棟	亶理町逢隈鹿島字倉庭 16 他	400kg	共同住宅
倉庭住宅 10号棟	亶理町逢隈鹿島字倉庭 16 他	400kg	共同住宅

アセチレンガス取扱事業所

令和1年9月1日現在（亶理消防署資料）

事業所名	所在	取扱数量等	
(株)佐藤製線第一工場	亶理町字裏城戸17	45kg	工場
(株)佐藤製線第一工場	字江下17	45kg	工場
(株)逢隈製作所	逢隈神宮寺字一郷75	57kg	工場
(株)大洋工業	荒浜字下新田83	40kg	工場
佐賀工業(株)	逢隈中泉字八幡41	75kg	工場

火薬取扱店

令和1年9月1日現在（亶理消防署資料）

事業所名	所在	取扱数量等
(有)スポーツウイング	亶理町字中町東105	販売店（競技用雷管）

LPガス協会連絡先

【一般社団法人 宮城県LPガス協会】

本部	〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目5番22号 宮城県管工事会館 5階 TEL 022-262-0321 FAX 022-215-4158
----	--

【宮城県LPガス保安センター協同組合】

本部・第1支所	〒981-1104 宮城県仙台市太白区中田五丁目3番21号南仙台広瀬ビル TEL 022-241-3717（本部） 022-241-3635（第1支所） FAX 022-241-3962
第2支所	〒989-4415 宮城県大崎市田尻字御蔵16番4号 TEL 0229-39-0401 FAX 0229-39-7912

3 防災活動体制

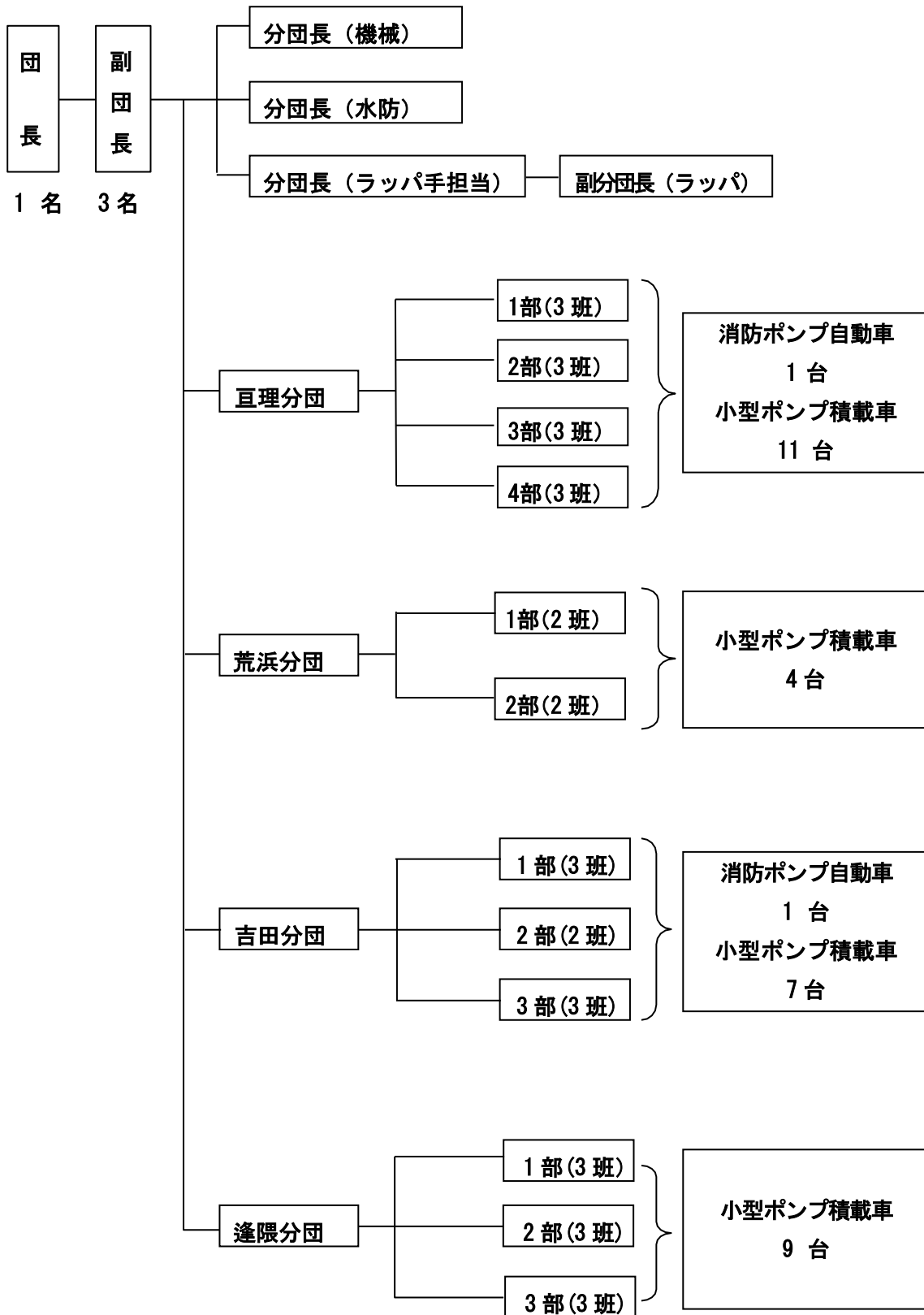
関係連絡先一覧

平成31年4月1日 現在

関係機関	電話番号	関係機関	電話番号
東北農政局 企画調整室	022-236-1111	亶理警察署	0223-34-2111
東北地方整備局仙台河川国道事務所	022-248-4131	あぶくま消防本部 亶理消防署	0223-34-1155
〃 岩沼出張所	0223-22-2801	亶理地区行政事務組合	0223-34-7737
〃 阿武隈大堰管理分室	0223-34-6941	亶理土地改良区	0223-34-1319
〃 岩沼国道維持出張所	0223-22-3039	みやぎ亶理農業協同組合	0223-34-0366
〃 塩釜港湾・空港整備事務所	022-362-6211	宮城県漁業協同組合仙南支所	0223-35-2111
宮城海上保安部	022-363-0114	亶理郡医師会	0223-34-9655
仙台管区気象台 防災調査課	022-297-8161	亶理町社会福祉協議会	0223-34-7551
陸上自衛隊第2施設団本部 第3科 防衛班	0224-55-2301 (内線 231)	亶理山元商工会 亶理事務所	0223-34-3121
宮城県復興・危機管理総務課	022-211-2382	亶理名取共立衛生処理組合 (岩沼東部環境センター)	0223-22-1717
仙台地方振興事務所	022-275-9111	亶理清掃センター	0223-37-4611
仙台土木事務所	022-297-4111		
仙台保健福祉事務所	022-363-5502	NHK 仙台放送局	022-211-1001
仙台教育事務所	022-275-9260	東北放送(株)	022-229-1111
塩釜保健所岩沼支所	0223-22-2188	(株)仙台放送	022-267-1213
亶理農業改良普及センター	0223-34-1141	(株)宮城テレビ放送	022-236-3411
中南部下水道事務所	022-367-4001	(株)東日本放送	022-276-8111
仙南・仙塩広域水道事業所	0224-25-8890	(株)エフエム仙台	022-265-7711
北海道伊達市	0142-23-3331	(株)エフエムわたり	0223-23-1533
福島県新地町	0244-62-2111		
山元町	0223-37-1111		
柴田町	0224-55-2111		
岩沼市	0223-22-1111		
角田市	0224-63-2111		
仙台赤十字病院	022-243-1111		
国立病院機構仙台医療センター	022-293-1111		
総合南東北病院	0223-23-3151		
東日本高速道路(株) 仙台東管理事務所	022-390-0741		
東北電力(株)岩沼電力センター	0223-23-5615		
東日本電信電話(株)宮城事業部	022-269-2248		
(一社)宮城県LPガス協会	022-262-0321		

消防関連

消防署・消防団組織図



消防力の現況

令和4年4月1日

項目		組織区分	消 防 本 部					消 防 団					
			合計	人員本部	岩沼消防署	亶理消防署	山元分署	合計	本部	亶理分団	荒浜分団	吉田分団	逢隈分団
人 員			114	31	33	33	17	408	10	134	55	103	106
施 設	庁 舎		3		1	1	1						
	車 庫									12	4	8	9
設 備 ・ 資 機 材	消防ポンプ自動車		4		2	1	1	3		1		1	
	水槽付消防ポンプ自動車		3		1	1	1						
	小型動力ポンプ付水槽車		2		1	1	0						
	化学消防車		1		1	0	0						
	救助工作車		2		1	1	0						
	高規格救急自動車		5		2	2	1						
	消防指令車		4		2	1	1	1	1				
	行政車												
	連絡車												
	資機材運搬車		2		1	1	0						
	防火広報車		2		1	1	0						
	小型動力ポンプ付積載車							30		11	4	7	9
超短波無線電話装置		45		20	18	7	50	5	13	10	12	10	

警防・救急・救助資機材現有状況

種別	品名	合計	岩沼	亘理	山元	種別	品名	合計	岩沼	亘理	山元
警防用資器材	耐熱服	8	2	5	1	隊員保護用器材	空気呼吸器	44	22	15	7
	放射線防護服	12	10	2	0		エアラインマスク式	1		1	
	防毒衣	13	3	6	4		携帯警報器	38	18	13	7
	ジェットシューター	91	55	30	6		耐電手袋	9	4	3	2
	泡消火薬剤	93	40	31	22		耐電長靴	7	2	3	2
	布水槽	9	6	2	1		放射線測定器	11	4	6	1
	マンホール開放ジャッキ	4		2	2		個人線量計	18	6	10	2
	オイルフェンス	10	7	3			化学防護服	6	3	3	
	緊急援助隊用テント	2	1	1			酸素濃度・可燃性ガス測定器	3	1	1	1
	エアertent	4	1	3			水難救助器具	潜水器具一式	9		9
一般救助器材	かぎ付はしご	8	3	4	1	水中ライト		2		2	
	三連はしご	10	3	6	1	救命浮環		21	6	13	2
	ワイヤーはしご	2	1	1		浮標		1		1	
	空気式救助マット	2		2		救命ボート		11	5	4	2
	救命策発射銃	4	2	2		船外機		5	3	2	
	サバイバースリング	2	1	1		救命胴衣		81	28	42	11
	救助用縛帯	9	2	5	2	水中無線機		1		1	
	簡易縛帯	2	1	1		サーフボード		2		2	
	エバックハーネス	2		2		その他の器具		バスケット型担架	4	2	2
	ベストスリング	1	1				レスキューストレッチャー	1	1		
平担架	1		1		パーティカルストレッチャー		1		1		
ロープ展張計	3	1	2		携帯拡声器		40	23	14	3	
重量物排除器材	油圧プレッター	4	1	2	1(充電式)		緩降機	2		2	
	油圧ラム	2	1	1			削岩機	5	3	2	
	可搬ウインチ	5	2	3			マンホール救助器具	2	1	1	
	油圧エンジンポンプ	3	1	2			送排風機	2	1	1	
	車両移動器具		1				携帯用コンクリート破壊器具	4	1	2	1
	手動油圧ポンプ	2	1	1			熱画像直視装置	3	2	1	
	マット型空気ジャッキ	11	6	5							
切断用器具	油圧カッター	3	1	1	1(充電式)						
	油圧ペダルカッター	3	1	1	1(充電式)						
	エンジンカッター	6	2	3	1						
	溶断器(ガス・酸素)	1		1							
	酸素溶断器	2	1	1							
	チェーンソー	7	3	3	1						
	カッター(クリッパー)	13	4	6	3						
	エアソー	2	1	1							

消防団施設一覧

(公共施設等総合管理計画 資料)

令和4年4月1日現在

所属名	行政区	所在地	面積 ㎡	建築 年度	小型ポンプ 購入年度
巨理分団第1部第1班	館南上	巨理町字館南7	17	H16	R元
第1部第2班	南町北	字亀井戸17-4	17	H16	R元
第1部第3班	上町南	字亀井戸67-10	17	H16	R元
第2部第1班	北城東	字中町東190-1	19	H2	H22
第2部第2班	中町北	字中町23-1	27	H14	H7
第2部第3班	五日町	字五日町24-1	17	H16	R元
第3部第1班	新井町	字北新町9-3	17	H14	R元
第3部第2班	鹿島	逢隈鹿島字町東南306	17	H16	H30
第3部第3班	神宮寺	逢隈神宮寺字堂前4-6	17	H2	H30
第4部第1班	駅前西	字新町55-1, 57-6	17	H15	H28
第4部第2班	柴町	逢隈高屋字柴17-1	17	H16	H28
第4部第3班	高屋	逢隈高屋字道下14-1	17	H15	H30
荒浜分団第1部第1班	本郷	荒浜字高須賀90	17	H14	H25
第1部第2班	箱根田西	荒浜字西木倉99-1	17	H16	H27
第2部第1班	烏屋崎	逢隈高屋字中原8-1	17	H16	H27
第2部第2班	箱根田東	荒浜字東木倉42-10	20	H27	H28
吉田分団第1部第1班	下大畑	吉田字宮前58-1	17	H14	H23
第1部第2班	南長瀬	長瀬字堂前95-1	17	H16	R2
第1部第3班	中原	吉田字中原39-6	17	H16	R元
第2部第1班	浜吉田西	吉田字大塚185	33	H20	H26
第2部第2班	野地	吉田字小橋103	17	H26	H28
第3部第1班	一本松	長瀬字西谷地169	17	H16	H28
第3部第2班	開墾場	長瀬字南原223-11	17	H16	H27
第3部第4班	長瀬浜	長瀬字小橋142-7	17	H16	H25
逢隈分団第1部第1班	下郡	逢隈下郡字松木65-2	14	H16	R元
第1部第2班	小山	逢隈小山字西山36-3	17	H16	H30
第1部第3班	上郡	逢隈上郡字花立58	17	H15	H30
第2部第1班	早川	逢隈田沢字浜道102-1	26	H6	R4
第2部第2班	上の町	逢隈中泉字町裏107	17	H16	H30
第2部第3班	今泉	逢隈中泉字水塚67	15	H15	R2
第3部第1班	牛袋	逢隈牛袋字谷地添83-6	17	H16	R2
第3部第2班	十文字町	逢隈十文字字佐渡287-2	17	H14	R2
第3部第3班	蕨	逢隈蕨字福田92	17	H16	H30

消防水利状況（現有数）

令和元年5月1日現在

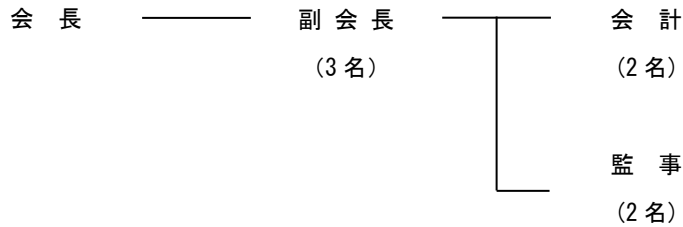
地区	消火栓		防火水槽		その他		
	公設	私設	公設	私設	プール	池	河川溝等
亘理	170	5	28	2	4	5	8
荒浜	52	0	13	0	1		11
吉田	105	1	35	1	3	6	4
逢隈	142	0	31	1	2	8	6
計	469	6	107	4	10	19	29

婦人防火クラブ、幼少年防火クラブ現況

婦人防火クラブ現況

亘理町婦人防火クラブ連合会

令和元年5月1日現在



各地区婦人防火連絡協議会

地区名	クラブ数	会員数
亘理地区婦人クラブ連絡協議会	19	3,749
荒浜地区婦人クラブ連絡協議会	5	519
逢隈地区婦人クラブ連絡協議会	15	3,484
吉田地区婦人クラブ連絡協議会	15	1,740
合計	54	9,492

幼少年消防クラブ現況

幼少年消防クラブ現況

令和元年5月1日現在

区分	幼稚園・保育園等		
	総数	消防クラブ 設置数	クラブ員数
亘理町	7	7	334

特殊建築物の状況(1,000㎡以上)

令和元年9月1日現在(巨理消防署資料)

〔巨理地区〕

防火対象物	住所	主要用途	延べ面積
和多里ホーム	巨理町裏城戸 155	福祉施設	3,761㎡
巨理町立長瀬小学校 体育館	巨理町長瀬字南原 193番地 76	学校	1,759㎡
巨理町立長瀬小学校 校舎	巨理町長瀬字南原 193番地 1	学校	3,758㎡
東京ファッション 巨理工場	巨理町字裏城戸 22	工場	1,278㎡
佐藤製線販売(株) 倉庫	巨理町字裏城戸 17	工場	2,567㎡
佐藤製線販売(株) 加工場	巨理町字裏城戸 17	工場	2,389㎡
佐藤製線販売(株) 事務所	巨理町字裏城戸 17	工場	1,593㎡
佐藤製線販売(株) 南倉庫	巨理町字裏城戸 17	工場	1,145㎡
佐藤製線販売(株) 駐車場兼倉庫	巨理町字裏城戸 17	工場	1,056㎡
東日本コンクリート(株) 巨理PC工場	巨理町字北新田 7-1	工場	6,992㎡
南館製作所 仙台工場	巨理町字北猿田 91-7	工場	1,371㎡
東コン三谷セキサン(株)	巨理町字道田西 21-1	工場	3,336㎡
薬王堂 宮城巨理店	巨理町字東郷 199-1	店舗	1,730㎡
巨理郵便局	巨理町字中町東 39	郵便局	1,536㎡
株式会社サン・パーク マツヤデンキ巨理	巨理町字中町東 163	店舗	1,135㎡
巨理町立図書館、郷土資料館	巨理町字西郷 140	図書館	5,114㎡
上浜街道住宅1号棟	巨理町字上浜街道 9-1	共同住宅	3,684㎡
上浜街道住宅2号棟	巨理町字上浜街道 9-1	共同住宅	3,179㎡
上浜街道住宅3号棟	巨理町字上浜街道 9-1	共同住宅	2,797㎡
フレスコキクチ 巨理店	巨理町字上茨田 49-1	店舗	2,604㎡
巨理町立巨理中学校	巨理町字沼頭 1	学校	7,515㎡
巨理町立巨理中学校	巨理町字沼頭 1	学校	2,176㎡
巨理地区行政事務組合	巨理町字祝田 34-2	消防署	1,111㎡
薬王堂 巨理祝田店	巨理町字祝田 25	店舗	1,010㎡
上野株式会社ソーイングROCC	巨理町字江下 125	工場	2,607㎡
巨理土地改良区	巨理町字江下 124	事務所	1,081㎡
佐藤製線所	巨理町字江下 111	工場	12,356㎡
東北セラミック株式会社	巨理町字江下 111	工場	1,306㎡
佐藤製線所	巨理町字江下 111	工場	1,300㎡
エスタディオ 巨理	巨理町字江下 1-1	遊技場	1,321㎡
メルシー巨理店	巨理町字狐塚 145-1	店舗	1,121㎡
株式会社ヨークベニマル巨理店	巨理町字旧館 8	店舗	3,540㎡
巨理町佐藤記念体育館・巨理町日就館	巨理町字旧館 62-1	体育館	2,528㎡
巨理町中央公民館	巨理町字旧館 61-22	公民館	3,031㎡
巨理警察署	巨理町字旧館 61-21	警察署	1,436㎡
地域生活支援拠点 県南ありのまま舎	巨理町字旧館 61-7	福祉施設	2,169㎡
宮城県巨理高等学校	巨理町字館南 56-2	学校	7,020㎡
宮城県巨理高等学校	巨理町字館南 56-2	学校	2,082㎡
巨理町立巨理小学校	巨理町字下小路 22-2	学校	6,096㎡
巨理町立巨理小学校	巨理町字下小路 22-2	学校	1,512㎡
下茨田南住宅1号棟	巨理町字下茨田 52-1	共同住宅	3,647㎡

防火対象物	所 在	用途	延べ面積
下茨田南住宅2号棟	亶理町字下茨田 52-1	共同住宅	3,205 m ²
下茨田南住宅3号棟	亶理町字下茨田 52-1	共同住宅	2,765 m ²
株式会社 ジャパンテック	亶理町字下茨田 37-1	工場	1,509 m ²
県営亶理下茨田住宅	亶理町字下茨田 201	共同住宅	1,566 m ²
県営亶理下茨田住宅	亶理町字下茨田 110-1	共同住宅	1,566 m ²
県営亶理下茨田住宅	亶理町字下茨田 200	共同住宅	1,425 m ²
県営亶理下茨田住宅	亶理町字下茨田 201	共同住宅	1,425 m ²
下茨田住宅1号棟	亶理町字下茨田 200	共同住宅	1,425 m ²
下茨田住宅2号棟	亶理町字下茨田 200	共同住宅	1,350 m ²
県営亶理下茨田住宅	亶理町字下茨田 110-5	共同住宅	1,110 m ²
県営亶理下茨田住宅	亶理町字下茨田 110-5	共同住宅	1,058 m ²
エイムカイワ㈱亶理セントラルキッチン	亶理町逢隈神宮寺字袖ヶ沢 90-2	事務所	1,342 m ²
袖ヶ沢住宅1号棟	亶理町逢隈神宮寺字袖ヶ沢 90	共同住宅	1,352 m ²
袖ヶ沢住宅2号棟	亶理町逢隈神宮寺字袖ヶ沢 90	共同住宅	1,334 m ²
袖ヶ沢住宅3号棟	亶理町逢隈神宮寺字袖ヶ沢 90	共同住宅	1,248 m ²
袖ヶ沢住宅4号棟	亶理町逢隈神宮寺字袖ヶ沢 90	共同住宅	1,227 m ²
㈱北上エレメック	亶理町逢隈神宮寺字袖ヶ沢 45-7	工場	1,555 m ²
㈱逢隈製作所	亶理町逢隈神宮寺字一郷 75	工場	1,370 m ²
㈱建販 仙台営業所	亶理町逢隈神宮寺字一郷 20	事務所	1,556 m ²
特別養護老人ホーム 第二日就苑	亶理町逢隈鹿島字北鹿島 406-1	福祉施設	5,026 m ²
カインズホーム 亶理店	亶理町逢隈鹿島字西鹿島 8-1	店舗	2,670 m ²
馬上かまぼこ店	亶理町逢隈鹿島字西鹿島 62	店舗	2,487 m ²
ツルハドラッグ亶理逢隈店	亶理町逢隈鹿島字西鹿島 1	店舗	2,060 m ²
亶理町立高屋小学校	亶理町逢隈高屋字保戸原 54-2	学校	2,545 m ²
コスメティック・アイーダ宮城本工場	亶理町逢隈高屋字堂田 42-4	工場	4,587 m ²
ファッションセンター しまむら	亶理町逢隈高屋字堂田 200 番地 1	店舗	1,057 m ²
舞台アグリノベーション㈱亶理精米工場	亶理町逢隈高屋字堂田 128-1	工場	15,852 m ²
住化積水フィルム株式会社仙台工場	亶理町逢隈高屋字棚子 1-1	工場	13,210 m ²
積水化学工業㈱東北物流センター	亶理町逢隈高屋字棚子 1-1	工場	6,313 m ²
株式会社ケーヒンマニュファクチャリング 工場棟	亶理町逢隈高屋字堂田 1-5	工場	8,140 m ²
コメリハード&グリーン亶理店	亶理町逢隈高屋字柴北地内 110-2 他	店舗	6,411 m ²
ダイナム 宮城亶理店	亶理町逢隈高屋字柴北 159	遊技場	1,340 m ²
みやぎ生活協同組合、ダイソー	亶理町逢隈高屋字柴北 100	店舗	6,398 m ²
ダイシン 亶理店	亶理町逢隈高屋字柴北 100	店舗	4,514 m ²
ツルハドラッグ 亶理店	亶理町逢隈高屋字柴北 100	店舗	1,173 m ²

〔逢隈地区〕

防火対象物	所在	用途	延べ面積
亶理町立逢隈小学校	亶理町逢隈田沢字鈴木堀 93-1	学校	3,477 m ²
亶理町立逢隈小学校	亶理町逢隈田沢字鈴木堀 93-1	学校	2,849 m ²
亶理町B & G海洋センター	亶理町逢隈田沢字鈴木堀 6-7	体育館	1,102 m ²
東北セキスイハイム工業株式会社	亶理町逢隈田沢字壇の越 55	工場	15,854 m ²
東北セキスイハイム工業株式会社	亶理町逢隈田沢字壇の越 55	工場	5,423 m ²
東北セキスイハイム工業株式会社	亶理町逢隈田沢字壇の越 55	工場	2,511 m ²
東北セキスイハイム工業株式会社	亶理町逢隈田沢字壇の越 55	工場	1,546 m ²
東北セキスイハイム工業株式会社	亶理町逢隈田沢字壇の越 55	工場	1,159 m ²
みやぎ亶理農業協同組合 早川倉庫	亶理町逢隈田沢字早川 72	倉庫	1,670 m ²
王子製袋株式会社 仙台工場	亶理町逢隈田沢字神明 54-2	工場	2,607 m ²
マクセル情映テック(株)宮城事業所 金型・組立・成形工場	亶理町逢隈田沢字神明 42-2	工場	4,831 m ²
マクセル情映テック(株)宮城事業所 第3工場	亶理町逢隈田沢字神明 42-2	工場	2,557 m ²
東北地方整備局仙台河川国道事務所 岩沼出	亶理町逢隈田沢字砂押 35-1	事務所	1,236 m ²
みやぎ亶理農業協同組合 逢隈支所本庁	亶理町逢隈田沢字遠原 36	事務所	3,172 m ²
みやぎ亶理農業協同組合 逢隈支所本庁	亶理町逢隈田沢字遠原 36	事務所	1,495 m ²
JAみやぎ亶理南部資材流通センター	亶理町逢隈田沢字遠原 1-5	店舗	2,440 m ²
東北センコー運輸(株) 仙台ハイム工場	亶理町逢隈中泉字大原 167-1	工場	3,767 m ²
東北技研株式会社	亶理町逢隈中泉字本木 52-1、53-1、	工場	1,231 m ²
フローラメモリアルホールおおくま	亶理町逢隈中泉字の場 103-2	葬祭場	1,313 m ²
(株) 渋谷木材亶理逢隈工場	亶理町逢隈中泉字町東 123-1	工場	1,181 m ²
東洋ゴム工業(株) 亶理物流センター	亶理町逢隈中泉字大原 177-1	倉庫	6,620 m ²
三和フィルム株式会社	亶理町逢隈中泉字大原 163-1	工場	2,375 m ²
大昭倉庫(株) 逢隈	亶理町逢隈中泉字大原 160-1	倉庫	2,449 m ²
宗運 (株)阿武隈営業所	亶理町逢隈中泉字水塚 1-12	事務所	1,103 m ²
株式会社紅中 仙台店	亶理町逢隈中泉字沼添 89-1	工場	1,525 m ²
板橋胃腸科肛門科・高橋内科乳腺外科	亶理町逢隈中泉字沼添 73-1 74-1	病院	1,115 m ²
マルヤ水産(株)亶理工場	亶理町逢隈中泉字一里原 141-1	工場	1,379 m ²
前田道路(株)東北支店 仙台合材センター	亶理町逢隈小山字西山 15-1	工場	1,029 m ²
大東精密	亶理町逢隈十文字字竹ノ内 5-1	工場	1,292 m ²
メルヘンワールド亶理店	亶理町逢隈十文字字牛頭 221-7	遊技場	1,667 m ²
(株)東和製作所亶理工場	亶理町逢隈十文字字牛頭 167-3 167-4	工場	1,975 m ²
(株)東和製作所亶理工場	亶理町逢隈十文字字牛頭 167-3 167-4	工場	1,779 m ²
(株)マルハニチロリテールサービス	亶理町逢隈字郡 160-1	工場	2,317 m ²
JAみやぎ亶理 荒浜・亶理米穀流通合理化施設	亶理町逢隈鷺屋字深町 241-1.242-1.243-1.244-3	倉庫	1,447 m ²
スーパービッグおおくま店	亶理町逢隈牛袋字南谷地添 17	店舗	1,365 m ²
亶理町立逢隈中学校	亶理町逢隈牛袋字南西河原 15	学校	3,426 m ²
亶理町立逢隈中学校	亶理町逢隈牛袋字南西河原 15	学校	1,130 m ²
特別養護老人ホームけいけん荘	亶理町逢隈牛袋字境 119-1 外贈呈	福祉施設	3,250 m ²
株式会社 リード 仙台工場	亶理町逢隈牛袋字館内 114-7	工場	3,663 m ²
株式会社 リード 仙台工場	亶理町逢隈牛袋字館内 114-7	工場	2,816 m ²
特別養護老人ホーム 第二けいけん荘	亶理町逢隈牛袋字 4	福祉施設	3,543 m ²
三和フィルム(旧丸定)	亶理町逢隈下郡字明神 222	工場	1,020 m ²
エンドウメタル工業 株式会社 東北支社	亶理町逢隈下郡字横捲 62	工場	1,029 m ²
弘進ゴム(株)亶理営業所	亶理町逢隈田沢字北疣石 5-1	工場	10,110 m ²
弘進ゴム(株)亶理営業所	亶理町逢隈田沢字北疣石 5-1	工場	3,437 m ²
弘進ゴム(株)亶理営業所	亶理町逢隈田沢字北疣石 5-1	工場	1,868 m ²

〔吉田地区〕

防火対象物	所 在	用途	延べ面積
亶理町農村環境改善センター	亶理町吉田字大塚 185	事務所	1,226 m ²
亶理町農村環境改善センター	亶理町吉田字大塚 172	事務所	1,353 m ²
大谷地住宅	亶理町吉田字大谷地 78	共同住宅	2,314 m ²
亶理町立吉田中学校	亶理町吉田字松元 238-14	学校	3,584 m ²
亶理町立吉田小学校	亶理町吉田字宮前 63	学校	1,350 m ²
亶理町立吉田小学校	亶理町吉田字宮前 63	学校	1,808 m ²
日幸電機株式会社	亶理町吉田字宮前 21-2	工場	3,034 m ²
日幸電機株式会社	亶理町吉田字宮前 21-2	工場	1,487 m ²
浜吉田地区 いちご選果場	亶理町吉田字下新田 149	作業場	3,578 m ²
特別養護老人ホーム 日就苑	亶理町吉田字宮前 5-10	福祉施設	1,882 m ²
株式会社 関東エース亶理センター	亶理町吉田字下大畑 24 番地	事務所	4,419 m ²
株式会社 関東エース亶理センター	亶理町吉田字下大畑 24 番地	事務所	1,420 m ²
宮城県コンクリートブロック協同組合	亶理町長瀬字新小橋 1	工場	1,746 m ²
株式会社 カセツ商会	亶理町吉田字中原 45-1	事務所	1,945 m ²

〔荒浜地区〕

防火対象物	所 在	用途	延べ面積
亶理町立荒浜中学校	亶理町荒浜字東木倉 70-1	学校	4,346 m ²
わたり温泉 鳥の海	亶理町荒浜字築港通り 41-2	ホテル	4,225 m ²
大昭倉庫 (株) 荒浜	亶理町荒浜字篠子橋 31	倉庫	3,452 m ²
亶理町立荒浜小学校	亶理町荒浜字隈潟 67	学校	3,388 m ²
亶理町立荒浜小学校	亶理町荒浜字隈潟 67	学校	1,173 m ²
株式会社大洋工業	亶理町荒浜字下新田 83 番地	学校	1,034 m ²
有限会社 岡田木工所	亶理町荒浜字下新田 51.52	工場	1,111 m ²
㈱エースパッケージ仙台工場	亶理町荒浜字下新田 19-1	工場	2,018 m ²
大伸産業株式会社住宅部材加工工場	亶理町荒浜字下新田 55-1	工場	1,789 m ²
西木倉住宅 1～3号棟	亶理町荒浜字西木倉 52-2	共同住宅	8,476 m ²

消防相互応援協定

宮城県広域消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律226号）第21条の規定に基づき、大規模又は特殊な災害等（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合、宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、その行政区域を超えて消防力を円滑かつ迅速に処理するため広域消防相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、県内において次の各号に掲げる大規模災害等が発生した場合に、消防相互応援により人命の救助と被害の軽減を図ることを目的とする。

- (1) 地震、風水害
- (2) 山林地域での火災
- (3) 高層建物の火災
- (4) 石油コンビナート火災その他特殊火災
- (5) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な救急・救助事故
- (6) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が上記に掲げ発生し、応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第2条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害等が発生した場合で次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害等が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等が必要と認める事項について細目等を定めた場合
- (4) この協定に基づく応援要請の他、隣接市町村等が必要と認める事項について細目を定めた場合

（応援要請の方法）

第3条 応援の要請は、災害発生市町村等の長から電話等により、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時、場所及び災害
- (3) 要請する人員、車両及び資機材の種別・数量
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (6) 道路条件、気象状況
- (7) その他必要な事項

（応援隊等の派遣）

第4条 前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない限り応援を行うものとし、

派遣を決定したときはできるだけ速やかに災害発生市町村等の長及び知事に通報するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が直接応援隊の隊員に行うことができる。

(報告)

第6条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに災害発生市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第7条 災害発生市町村等の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長及び知事に通報するものとする。

第8条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町村等において負担する経費

ア 公務上の災害補償費

イ 旅費及び出動手当

ウ 燃料費

エ 車両及び機械器具の修理費

オ 被服の損料等

カ 交通事故における損害賠償費等

(2) 災害発生市町村等において負担する経費

ア 現地で調達した燃料費

イ 宿泊費及び食料費

ウ 化学消火薬剤等資機材費

エ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等

(3) 前各号に定める経費以外については、その都度関係する市町村等が協議して定めるものとする。

(連絡会議)

第9条 この協議事項の円滑な推進を図るため、市町村等で構成する連絡会議を設置し、必要な事項について別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この協定書を改廃する必要があるときは、市町村等の長が協議の上行うものとする。

(疑義)

第11条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度市町村間において協議し決定するものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定を証するため正本13通を作成し、市町村等の長及び立会人が記名押印の上各自1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成4年4月1日から実施する。

仙台市		市 長	石 井 亨
名取市		市 長	石 川 次 夫
岩沼市		市 長	小 野 光 彦
石巻地区広域行政事務組合	管 理 者	石 巻 市 長	平 塚 真 治 郎
塩釜地区消防事務組合	管 理 者		三 升 正 直
亘理地区行政事務組合	管 理 者		千 石 正 乃 夫
仙南地域広域行政事務組合	理 事 長	白 石 市 長	川 井 貞 一
栗原地域広域行政事務組合	管 理 者		千 葉 種 助
大崎地域広域行政事務組合	管 理 者	古 川 市 長	中 川 俊 一
登米地域広域行政事務組合	理 事 会	理 事 長	田 代 喜 毅
気仙沼本吉地域広域行政事務組合	理 事 長		菅 原 雅
黒川地域行政事務組合	理 事 会	理 事 長	木 幡 恒 雄
立会人		宮城県知事	本 間 俊 太 郎

宮城県広域航空消防応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害の軽減を図るため、宮城県の所有する回転翼航空機（以下「防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生し、防災ヘリコプターの特性を十分に発揮することができると思われる場合で、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
- (3) その他防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(応援要請の方法)

第4条 応援の要請は、災害発生市町村等の長から、電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象の状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場外離発着場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、宮城県防災ヘリコプター航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 防災航空隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が防災航空隊長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合には、災害発生市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、宮城県広域消防相互応援協定第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、宮城県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度宮城県及び市町村等が協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本書 13 通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上各自その 1 通を所持する。

平成4年4月1日

宮	城	県	宮城県知事	本	間	俊	太	郎
仙	台	市	市長	石	井			亨
名	取	市	市長	石	川	次		夫
岩	沼	市	市長	小	野	光		彦
石巻地区広域行政事務組合	管	理	者	石巻市長	平	塚	新	司
塩釜地区消防事務組合			管	理	者	三	升	正
亘理地区行政事務組合			管	理	者	千	石	正
仙南地域広域行政事務組合	理	事	長	白石市長	川	井	貞	一
栗原地域広域行政事務組合			管	理	者	千	葉	種
大崎地域広域行政事務組合	管	理	者	古川市長	中	川	俊	一
登米地域広域行政事務組合	理	事	会	理	事	長	田	代
気仙沼・本吉地域行政事務組合			理	事	長	菅	原	雅
黒川地域行政事務組合	理	事	会	理	事	長	木	幡
						恒		雄

宮城県内航空消防応援協定書

仙台市（以下「甲」という。）と名取市、岩沼市、仙南地域広域行政事務組合、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、栗原地域広域行政事務組合、亶理地区行政事務組合、登米地域広域行政事務組合及び黒川地域行政事務組合（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、甲の所有する回転翼航空機（以下「消防ヘリコプター」という。）を用いた災害の応援（以下「航空消防応援」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の区域内において発生した災害に、消防ヘリコプターを活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（航空消防応援の要請対象）

第2条 航空消防応援の要請は、法第1条に規定する災害が発生した場合において、消防ヘリコプターを使用することが乙の消防活動にとって有効である場合に行うものとする。

（航空消防応援の実施要件）

第3条 航空消防応援は、宮城県広域航空消防応援協定（平成4年4月1日締結）に基づき、宮城県が所有する回転翼航空機（以下「防災ヘリコプター」という。）の応援要請をすることができる場合には行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 宮城県知事から防災ヘリコプターの応援要請に応ずることができない旨の通報があった場合
- (2) 防災ヘリコプターの活動のみでは、災害を防除することが困難であると認められる場合
- (3) 防災ヘリコプターが対応できない活動を要請する場合

（航空消防応援の出場条件）

第4条 第2条の規定にかかわらず、甲は次の各号のいずれかに該当する場合は、航空消防応援を行わないことができるものとする。

- (1) 甲の区域内で消防ヘリコプターの活動を必要とする災害が発生し、消防ヘリコプターが活動中である場合
- (2) 災害発生場所等の気象条件が消防ヘリコプターの運航に適さない場合
- (3) 点検、整備等のため、消防ヘリコプターが活動できない場合
- (4) 消防ヘリコプターが対応できない活動の要請である場合

（航空消防応援の要請手続）

第5条 航空消防応援の要請は、応援を要請する乙が甲に対し、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 必要とする応援の具体的内容
- (2) 災害時にヘリコプターが離着陸をする場所（以下「離着陸場」という。）の所在地及び支援体制
- (3) 現場付近で活動中の他機関の航空機及び回転翼航空機の活動状況
- (4) その他必要な事項

- 2 甲の連絡先は、別表のとおりとする。
- 3 航空消防応援の要請は、航空消防応援要請連絡票（別紙様式）に基づきファクシミリ、電話等により行うものとする。

（航空消防応援の中断）

第6条 甲は、甲の区域内に災害等が発生する等、消防ヘリコプターを復帰させるべき特別な事態が生じたときは、応援を要請した乙と協議のうえ、航空消防応援を中断することができる。

（消防ヘリコプターに対する指揮）

第7条 航空消防応援に従事する消防ヘリコプターに対する指揮は、乙の消防機関の長又は消防機関の長が定める現場最高責任者（以下「消防機関の長等」という。）が、消防ヘリコプターに搭乗している甲の指揮者（以下「応援隊長」という。）を通じて行うものとする。

- 2 応援隊長は、消防機関の長等による指揮の内容が、消防ヘリコプターの運航に重大な支障を来すと認めるときは、その旨を消防機関の長等に通告することができる。
- 3 応援隊長は、活動に当たって消防機関の長等と緊密な連絡を行うものとする。
- 4 前項の連絡を無線を通じて行う場合は、県内共通波（152.77MHz）によるものとし、無線の運用統制については乙の統制に従うものとする。

（事前計画）

第8条 乙は、航空消防応援を受ける場合の事前計画を作成し、あらかじめ甲に提出しておくものとする。その内容等に変更があった場合についても同様とする。

2 前項に規定する事前計画の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消防ヘリコプターの活動拠点として最適な離着陸場の位置図等
- (2) 消防ヘリコプターと消防本部等との通信連絡方法
- (3) 離着陸場への職員の派遣
- (4) 離着陸場の照明設備等
- (5) 一般人及び建築物等に対する各種障害の除去等離着陸に必要な処置
- (6) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
- (7) その他必要と認める事項

（消防ヘリコプターの事故発生時の報告）

第9条 乙は、航空消防応援のために出動した消防ヘリコプターに次に掲げる事故が発生したときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

- (1) 死傷者が発生した事故
- (2) 消防ヘリコプターの重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

（航空消防応援に要する経費の負担）

第10条 この協定に基づく応援に要した経費については、次に掲げるところにより負担するものとする。

- (1) 消防ヘリコプターの燃料費、隊員の出場手当、旅費等応援に直接要する経費については、応援を受けた乙の負担とする。
- (2) 応援中に発生した事故の処理に伴う土地、建物、工作物等に対する補償及び一般人の死傷に伴う損害補償等に要する経費は、応援を受けた乙の負担とする。ただし、その負担額は、甲の加

入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(3) 前号の規定にかかわらず、甲の重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。

(4) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度甲及び応援を要請した乙が協議し定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定を証するため、この協定書13通を作成し、甲、乙及び立会人が各自1通を保管するものとする。

附 則

1 この協定は、平成13年4月1日から施行する。

2 この協定の締結により、平成5年4月1日に締結した「航空消防応援実施細目」は廃止する。

3 応援に要した経費については、第10条の規定にかかわらず、平成14年3月31日までの間は、なお「宮城県広域消防相互応援協定書」の例による。

平成13年4月1日

(甲) 仙 台 市 市 長 藤 井 黎

(乙) 名 取 市 市 長 石 川 次 夫

岩 沼 市 市 長 井 口 経 明

石巻地区広域行政事務組合 管理者 石巻市長 菅原 康平

塩釜地区消防事務組合 管理者 三升 正直

亘理地区行政事務組合 管理者 伊藤 敏雄

仙南地域広域行政事務組合 理事長 川井 貞一

栗原地域広域行政事務組合 管理者 佐藤 覚次郎

大崎地域広域行政事務組合 管理者 古川市長 佐々木 謙次

登米地域広域行政事務組合 理事会 理事長 三浦 五郎

気仙沼・本吉地域行政事務組合 理事長 鈴木 昇

黒川地域行政事務組合 理事会 理事長 浅野 元

立 会 人 宮城県知事 浅野 史郎

別表(第5条第2項関係)

連絡先	所在地	電話番号
消防局防災部指令課	仙台市青葉区堤通雨宮町2番15号	加入電話 (022) 234-1151~1153 FAX (022) 234-2364
		県防災行政無線(地上系、衛星系) (+044) -621-2360 FAX (+044) -621-2289

様式(第5条第3項関係)

航空消防応援要請連絡票

要 請 側 市 町 村 等 名		
要 請 日 時		年 月 日 時 分
応 援 要 請 の 種 別		火 災 救 助 救 急 救 護 調 査 そ の 他 ()
災 害 発 生 日 時		年 月 日 時 分 頃
災 害 発 生 場 所		
災 害 の 状 況		
災 害 発 生 場 所 の 気 象 の 状 況		天 候 風 向 風 速 、 m / S 視 程 m
現 場 最 高 指 揮 者		職氏名 無線局名
具 体 的 な 要 請 内 容		
必 要 資 機 材 ・ 数 量		
離着陸場	第1順位	
	第2順位	
給 油 体 制		
そ の 他		

[担当者 職氏名 Tel]

宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定書

宮城県と仙台市、名取市、岩沼市及び消防の業務を行う一部事務組合（以下「関係市等」という。）は、消防組織法第24条の3の規定に基づく「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知）第8項に定める応援のうち、「宮城県防災ヘリコプター職員派遣に関する協約書」（以下「協約書」、という。）に基づき、県に派遣されている職員の応援派遣に関する手続等について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協約書に基づき派遣されている職員の応援派遣（以下「航空消防応援」という。）に関する手続の簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

（代表市町村）

第2条 航空消防応援を行う場合における、知事からの応援要請の受理及び受諾の可否の決定については、仙台市を代表市町村と定め、仙台市長が行うものとする。

2 前項の応援要請の受理及び受諾の可否の決定は、協約書に基づき職員を派遣している関係市等（以下「職員派遣市等」という。）の長すべてが行ったものとする。

（航空消防応援の要請）

第3条 航空消防応援の要請は、知事から仙台市長に対し様式1により行うものとする。

（航空消防応援の決定）

第4条 仙台市長は、前条の要請を受理した場合には、直ちに要請受諾の可否を決定し、知事に対し様式2により通知するものとする。

（他の職員派遣市等への通知）

第5条 仙台市長は、前条の決定をした場合には、知事からの要請内容及び要請受諾の可否を仙台市消防局長を通じ他の職員派遣市等の長に対し通知するものとする。

（通知等の方法）

第6条 前3条の要請及び通知は、電話、ファックス等により行うものとする。

（適用期間）

第7条 この協定書の適用期間は締結の日から平成16年3月31日までとする。

（その他）

第8条 この協定の実施について疑義又は定めのない事項が生じたときは、県、関係市等が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書13通を作成し、県、関係市等が記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成7年2月24日

宮	城	県	宮城県知事	浅	野	史	郎
仙	台	市	市長	藤	井		黎
名	取	市	市長	石	川	次	夫
岩	沼	市	市長	小	野	光	彦
石巻地区広域行政事務組合	管	理者	石巻市長	菅	原	康	平
塩釜地区消防事務組合	管	理者		三	升	正	直
亘理地区行政事務組合	管	理者		千	石	正	乃夫
仙南地域広域行政事務組合	理	事	長	白石市長	川	井	貞一
栗原地域広域行政事務組合			管理者	千	葉	種	助
大崎地域広域行政事務組合	管	理者	古川市長	中	川	俊	一
登米地域広域行政事務組合	理	事	会	理事	長	田	代喜毅
気仙沼・本吉地域行政事務組合			理事	長	小	野	寺信雄
黒川地域行政事務組合	理	事	会	理事	長	木	幡恒雄

(様式1)

航空消防応援要請書

年 月 日	
<p>仙 台 市 長 殿</p> <p style="text-align: right;">宮 城 県 知 事 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">航空消防応援を行うため、防災ヘリコプター派遣職員の応援派遣について、下記により要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1 要 請 日 時	年 月 日 時 分
2 災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分
3 災 害 発 生 場 所	
4 災 害 の 概 要	
5 応 援 の 種 別	① 調査 ② 火災 ③ 救助 ④ 救急 ⑤ 救援 ⑥ その他()
6 応 援 派 遣 職 員 の 所 属 ・ 氏 名	

(様式2)

航空消防応援受諾可否決定通知書

	年	月	日
宮城県知事殿			
			仙台市長 (公印省略)
下記災害に対する防災ヘリコプター派遣職員の応援派遣要請を			受諾します。 受諾できません。
記			
1 要 請 日 時	年	月	日 時 分
2 災 害 発 生 日 時	年	月	日 時 分
3 災 害 発 生 場 所			
4 受諾できない場合の理由			

自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣依頼

宮城県知事

殿

第 年 月 日

町長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり部隊の派遣方を依頼します。

1 災害の種類	
2 災害の状況及び派遣を要請する理由	
3 派遣を希望する期間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
5 派遣先の責任者、連絡先	
6 派遣先への最適経路	
7 参考となるべき事項	

自衛隊の派遣部隊の撤収依頼

		第		号
		年	月	日
宮城県知事	殿			
		町長		印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付第 号で依頼した自衛隊の派遣につきましては、下記のとおり
部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日

3 その他必要な事項

災害応援協定等

他の市町村との相互応援協定

他の市町村との相互応援協定一覧

(締結順)

協定等の名称	締結年月日	締結の相手方	協定の内容
亘理町・山元町相互応援協定	昭和39年 2月27日	山元町	火災防御及びその他の災害時における応援
亘理町、岩沼市相互応援協定	昭和39年 2月27日	岩沼市	火災防御及びその他の災害時における応援
仙南・仙塩広域水道の緊急時における受水市町相互応援給水に関する協定	平成4年 3月19日	宮城県 県内17市町	非常災害、施設の損傷等緊急時における応援給水
日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」	平成11年 6月30日	宮城県支部会員 *市町村水道事業者	大規模な災害発生時の応急給水及び応急復旧等の協力
伊達藩「ふるさと姉妹都市・歴史友好都市」連絡協議会の災害時における相互応援協定	平成13年 11月8日	伊達市ほか4町	大規模災害時における応急物資等の相互応援 ・生活必需物資の提供 ・応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供 ・応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
災害時における宮城県市町村相互応援協定	平成16年 7月26日	県内全市町村	災害時における宮城県市町村相互応援 ・物資・資機材の提供に関する応援 ・職員の派遣に関する応援
全国史跡整備市町村協議会	平成24年 10月17日	宮城県内17市町 県外528市町村	
福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定	平成25年 12月1日	宮城県 ・亘理・名取広域圏2市2町 ・仙南地域広域行政圏9市町 宮城県南、山形県南及び福島県北で構成した33市町村	・食料、飲料水の他生活必需物資の提供 ・災害応急対策、復旧に必要な資機材の提供 ・災害応急対策、復旧に必要な職員の派遣
大規模災害時応援に関する協定	平成26年 3月8日	愛知県豊田市	災害時における食料等生活必需品の供給並びに職員派遣等
災害時における相互応援協定	平成28年 2月8日	山形県大江町	災害時における食料等生活必需品の供給並びに職員派遣等
原子力災害等の発生時における東松島市民の広域避難に関する協定	平成28年 9月8日	東松島市	原子力災害等の発生時における広域避難住民の受け入れ
災害時における相互応援協定	平成29年 1月19日	愛知県岡崎市	災害時における食料等生活必需品の供給並びに職員派遣等
大規模氾濫時の隣接市町間における避難の連携に関する協定	平成30年 3月29日	山元町、角田市、丸森町	大規模氾濫時における避難場所の相互援助と避難受け入れ
災害時相互応援に関する協定	令和4年 3月11日	茨城県常総市	災害時における食料等生活必需品の供給並びに職員派遣等
原子力災害時における宮城県亘理高等学校施設の避難所利用についての覚書	令和4年 3月28日	東松島市 宮城県亘理高等学校	原子力災害等の発生時における宮城県亘理高等学校の避難所利用等

他の防災関係機関や民間団体等との防災協定等

他の防災関係機関や民間団体等との防災協定等一覧

(締結順)

協定等の名称	締結年月日	締結の相手方	協定の内容
災害時における亘理町内郵便局と亘理町との協力に関する覚書	平成10年1月23日	亘理町内郵便局	災害等情報の提供
災害時における応急生活物資等の協力に関する協定	平成10年9月2日	みやぎ生活協同組合	災害時における応急生活物資の供給等
災害時の医療救援に関する協定	平成12年11月30日	一般社団法人亘理郡医師会	災害時における避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動の協力
災害時における応急措置の協力に関する協定	平成16年4月27日	亘理町災害防止協議会	災害時における応急措置の協力
災害時における水道施設復旧応援に関する協定	平成16年4月27日	亘理町水道工事指定業者連絡協議会	災害時における水道施設復旧応援
大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書	平成16年12月1日	亘理町社会福祉協議会	大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	平成18年10月11日	株式会社ほくと建機	災害時におけるレンタル機材の提供
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	平成18年10月11日	株式会社カナモト	災害時におけるレンタル機材の提供
災害時における物資供給に関する協定書	平成19年5月29日	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における生活物資の提供
電力設備災害復旧に関する協定書	平成20年6月5日	東北電力株式会社岩沼営業所	災害時における電力設備の早期復旧と情報提供
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	平成20年9月1日	株式会社キクチ	災害時における応急生活物資の供給等の協力
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	平成20年10月1日	株式会社レンタルのニッケン名取営業所	災害時におけるレンタル機材の提供
災害時の情報交換に関する協定	平成21年9月3日	国土交通省 東北地方整備局	災害時における各種情報の交換
大規模災害時における建築物等の解体撤去の協力に関する協定	平成21年10月14日	宮城県解体工事業協同組合	災害時における建築物等の解体撤去、災害廃棄物の収集、運搬、一時保管等の実施
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	平成22年3月19日	コマツレンタル株式会社	災害時におけるレンタル機材の提供
災害時における応急対応業務の協力に関する協定	平成22年3月30日	株式会社ワタヨシコーポレーション	災害時における緊急車輛等への優先的燃料供給・避難所等に対する燃料等の供給
災害時における隊友会との協力に関する協定	平成22年12月10日	社団法人隊友会宮城県隊友会亘理支部	災害時における労力の提供
災害時における応急処置の協力に関する協定書	平成22年12月21日	阿部建設株式会社	避難所となる公共施設の応急工事、仮復旧工事
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	平成24年3月16日	株式会社カインズ	災害時における応急生活物資の供給等の協力
災害時における食料品供給の協力に関する協定書	平成25年6月24日	エイムカイト株式会社	災害時における食料品供給
国立大学法人東北大学災害科学国際研究所との連携と協力に関する協定	平成25年6月25日	国立大学法人東北大学災害科学国際研究所	亘理町における地震・津波災害を軽減するための調査、研究等に関する連携・協力
災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定	平成25年7月30日	ヤマト運輸株式会社宮城主管支店	災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協力

協定等の名称	締結年月日	締結の相手方	協定の内容
災害時における医療救護活動に関する協定	平成26年 3月20日	岩沼薬剤師会	災害時における医療救護活動に対する協力等
福祉避難所の設置協力に関する協定	平成26年 3月27日	医療法人社団三上医院 社会福祉法人日就会 社会福祉法人ユニケア 医療法人仁泉会	災害時における福祉避難所等の設置協力
災害時要援護者避難支援に関する相互協定	平成26年 4月23日	亶理町居宅介護支援事業者連絡会議に加盟する居宅介護支援事業者	災害時における要援護者の安否確認、福祉避難所等への二次避難支援
緊急物資の輸送に関する協定書	平成27年 2月17日	公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部	災害時における緊急物資輸送
災害時における上下水道管路施設の応急復旧への協力に関する協定書	平成27年 3月19日	積水化学工業株式会社環境・ライフラインカンパニー	災害時における上下水道管路施設の応急復旧
災害時における物資の供給に関する協定	平成27年 11月13日	レンゴー株式会社	災害時における物資（段ボール製品等）の供給
災害時における歯科医療救護活動に関する協定	平成27年11月 26日	一般社団法人岩沼歯科医師会	災害時における歯科医療救護活動に対する協力等
災害に係る情報発信等に関する協定	平成28年 9月30日	ヤフー株式会社	災害時における情報発信等に係る支援
災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定	平成29年 2月22日	仙南第三LPガス協議会、宮城県LPガス協会	災害時における物資（LPガス及び付随する資機材）の供給
災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定	平成29年 2月22日	亶理郵便局	地震その他による災害時の対応、平常時における高齢者等の見守り活動及び道路損傷等発見時の対応
災害時における宮城県立山元支援学校校舎等の福祉避難所利用等についての覚書	平成29年 3月30日	宮城県立山元支援学校校長	災害時における校舎等の福祉避難所としての利用等
災害時における物資等の供給に関する協定書	平成29年 12月18日	株式会社ツルハ	災害時における応急生活物資の供給
東北地方津波防災支援システムの活用に関する協定	平成30年 2月15日	国土交通省東北地方整備局副局長	災害時における迅速な対処行動のための津波観測情報の提供
安全で安心なまちづくりの推進に関する協定	平成30年 6月11日	宮城県亶理警察署	町民の生命・身体・財産に危害が及ぶ事案及び安全・安心を図るための情報提供、周知、具体的な対応策の提示等
災害時における放送に関する協定	平成30年 7月24日	株式会社エフエムわたり	災害時等における情報発信等
ドローン活用パートナーシップ協定	令和元年 8月5日	JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー仙台北校	災害時における状況把握のための映像等情報の収集協力
災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協定	令和2年 2月28日	宮城三菱自動車販売株式会社	災害時等における電動車両及び給電装置の貸与等
大震災等大規模災害発生時における施設使用に関する協定	令和2年 9月2日	宮城県亶理警察署	町民の生命・身体・財産に危害が及ぶ事案及び安全・安心を図るための情報提供、周知、具体的な対応策の提示等
津波緊急避難における高速道路区域の一部使用に関する協定	令和2年 12月15日	東日本高速道路株式会社東北支社仙台東管理事務所	津波緊急避難時の高速道路区域（鳥の海スマートIC）の一時使用等

協定等の名称	締結年月日	締結の相手方	協定の内容
福祉避難所の設置協力に関する協定	令和3年 12月1日	社会福祉法人ありの まま舎	災害時における福祉避難所等の設置協力
備蓄品の共同購買実証に関する覚書	令和4年 4月1日	福島県国見町 岡山県西粟倉村 ベル・データ株式会社	災害時に用いる備蓄品の共同購買による低コスト化に向けた実証・情報共有等
特別警報等の発表時における避難所等利用に関する覚書	令和5年 3月10日	宮城県亘理高等学校	災害時における避難所等の設置協力

注) 亘理郡医師会については、平成27年11月26日にあらためて一般社団法人として協定を締結。

要配慮者利用施設の避難確保計画

浸水想定区域内の要配慮者利用施設

(水防法第15条第1項第4号の規定に基づき定める要配慮者利用施設)

想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域内に所在し、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な要配慮者利用施設は、次表の通りである。

それらの施設への情報伝達手段は、ファックス、亶理町メール配信サービス（ほっとメール便）等とする。

	施設区分	No	施設名称	所在地	電話番号	
厚生労働省に係る施設	老人福祉施設	1	ウェックデイサービスセンター亶理	逢隈中泉字上谷地 239-1	0223-32-2901	
		2	ユースポ亶理サポートセンター	逢隈中泉字上谷地 264-3	0223-36-7117	
		3	ユースポ亶理デイトレセンター	逢隈中泉字沼添 75-1	0223-36-9232	
		4	亶理町デイサービスセンターおおくま荘	逢隈田沢字鈴木堀 39	0223-32-0770	
		5	デイサービスふくろうの家	逢隈田沢字鈴木堀 59-4	0223-34-3993	
		6	デイサービスセンターけいけん荘	逢隈牛袋字境 119-1	0223-36-8201	
		7	特別養護老人ホームけいけん荘	逢隈牛袋字境 119-1	0223-34-8166	
		8	特別養護老人ホーム第二けいけん荘	逢隈牛袋字境 8	0223-23-1988	
		9	デイサービスセンター悠里荘	字東郷 160	0223-34-8535	
		10	いくゴーステーション雅	字東郷 159-1	0223-23-1686	
		11	デイサービスえん亶理	逢隈高屋字柴 90-1	0223-36-8250	
		認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	12	グループホームたいじん荘	逢隈十字字宮前 79-1	0223-33-1601
		障害児通所支援事業の用に供する施設	13	放課後等デイサービス このみ	字狐塚 169-1	0223-36-7163
		障害福祉サービス事業の用に供する施設	14	浜吉田 僕の家私の家	吉田字流 146-174	0223-23-1744
	15		ともにはま道	逢隈高屋字棚子 1-4	0223-35-7604	
	16		障がい者グループホーム りんごの木	荒浜字藤平橋 45-28	0223-36-7420	
	17		就労継続支援B型事業所 アップルファーム亶理	荒浜字藤平橋 45-28	0223-34-7620	
		児童福祉施設	18	吉田保育所	長瀬字南原 193-967	0223-35-7099
	19		荒浜保育所	荒浜字隈湯 54-4	0223-36-7784	
	20		逢隈保育園	逢隈田沢字鈴木堀 6-1	0223-34-1725	
	21		クロワール保育園わたり	字東郷 109	0223-36-8166	
	22		荒浜児童館	荒浜字隈湯 54-3	0223-33-3050	
	23		逢隈児童館	逢隈田沢字鈴木堀 6-1	0223-34-5053	
		小規模保育事業の用に供する施設	24	保育園フレンド	逢隈牛袋字南谷地添 11-2	0223-34-1790
	25		くまさん保育園逢隈	逢隈牛袋字館内 1	0223-23-0312	

	施設区分	No	施設名称	所在地	電話番号
	小規模保育事業の用に供する施設	26	認定こども園くまさんこども園	逢隈牛袋館内 2-1	0223-36-9034
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	27	吉田児童クラブ	長瀬字南原 193-76	0223-23-1321
		28	高屋児童クラブ	逢隈高屋字保戸原 54-2	0223-32-0235
文部科学省に係る施設	小学校	29	荒浜小学校	荒浜字隈湯 67	0223-33-2670
		30	長瀬小学校	長瀬字南原 193-76	0223-36-2023
		31	逢隈小学校	逢隈田沢字鈴木堀 93-1	0223-34-1553
		32	高屋小学校	逢隈高屋字保戸原 54-2	0223-34-1756
	中学校	33	荒浜中学校	荒浜字東木倉 70-1	0223-35-2425
		34	逢隈中学校	逢隈牛袋南西河原 2-6	0223-34-1557
		35	吉田中学校	亘理町吉田字松元 238-14	0223-36-2022

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

(土砂災害防止法第8条第1項第4号の規定に基づき定める要配慮者利用施設)

土砂災害警戒区域内に所在し、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な要配慮者利用施設は、次表の通りである。

それらの施設への情報伝達手段は、ファックス、亶理町メール配信サービス（ほっとメール便）等とする。

	施設区分	No	施設名称	所在地	電話番号
文部科学省に係る施設	幼稚園	1	いちょうの実幼稚園	字祝田 98	0223-34-3667

注) 厚生労働省に係る施設で、該当するものはない。

4 気象情報等

防災気象情報

防災気象情報

防災気象情報の種類と概要

種 類	概 要	
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているために直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
<p>「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。</p>		
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

注 意 報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が派生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。	
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3	

	<p>に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりを、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて、常時10分ごとに更新している。</p>
早期注意情報 (警報級の可能性)	<p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(宮城県東部、宮城県西部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(宮城県)で発表される。大雨に関して[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>
宮城県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点等が解説される場合等に発表される。なお、雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で振り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。</p>
土砂災害警戒情報	<p>大雨警報(土砂災害)の発表後に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(仙台市・栗原市・大崎市・大和町は東西に分割した地域)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になってい</p>

	<p>るときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県東部、宮城県西部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県東部、宮城県西部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>
<p>記録的短時間 大雨情報</p>	<p>大雨警報発表中の市町村（仙台市・栗原市・大崎市・大和町は東西に分割した地域）において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。</p>

- (注1) 特別警報・気象警報・注意報基準は、特別警報及び警報・注意報発表基準一覧のとおり。なお、地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に関する諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このようないかなる場合には、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状況がある程度、長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。暫定基準による運用を開始する際は、その旨を宮城県、市町村及び関係機関に周知するとともに、仙台管区気象台ホームページに掲載する。
- (注2) 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は、キキクル（危険度分布）や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。
- (注3) 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。
- (注4) 水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、高潮、洪水及び津波についての注意報・警報は、指定河川洪水注意報・警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

警報・注意報発表基準一覧表

警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在
発表官署 仙台管区気象台

亘理町	府県予報区	宮城県			
	一次細分区域	東部			
	市町村等をまとめた地域	東部仙台			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	19	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	113	
	洪水		流域雨量指数基準		
			複合基準 ^{*1}	—	
			指定河川洪水予報による基準	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕	
	暴風	平均風速	陸上	18m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm		
波浪	有義波高	6.0m			
高潮	潮位	1.5m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11		
		土壌雨量指数基準	88		
	洪水		流域雨量指数基準		
			複合基準 ^{*1}	阿武隈川流域=(5, 41.6)	
			指定河川洪水予報による基準	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕	
	強風	平均風速	陸上	13m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.9m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾燥	①最小湿度45% 実効湿度65%で風速7m/s以上 ②最小湿度35% 実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上				
	②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続				
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき				
	冬期:①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき ^{*2}				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 冬期の気温は仙台管区気象台、石巻特別地域気象観測所の値。

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い場合、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

災害警戒本部・災害対策本部設置に係る注意報・警報

○風水害時

〔1号、2号配備に係る警報〕

- ・暴風警報
- ・暴風雨警報
- ・大雨警報
- ・大雪警報
- ・高潮警報
- ・波浪警報
- ・浸水警報
- ・洪水警報
- ・水防活動用気象警報
- ・水防活動用高潮警報
- ・水防活動用洪水警報
- ・地面現象警報
- ・土砂災害警戒情報
- ・警報に切り替える可能性が高いことが明示された大雨、洪水、高潮等の注意報
- ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、又は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）において「非常に危険」（うす紫）の段階に到達

注) 1. 地面現象警報は、大雨警報（土砂災害）として発表される。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

2. 水防活動用気象警報は大雨特別警報又は大雨警報、水防活動用高潮警報は高潮特別警報又は高潮警報、水防活動用洪水警報は洪水警報をもって代える。

〔3号配備に係る警報〕

- ・大雨特別警報
- ・暴風特別警報
- ・高潮特別警報
- ・波浪特別警報
- ・暴風雪特別警報
- ・大雪特別警報

○地震津波時

〔1号、2号配備に係る警報〕

- ・津波注意報
- ・緊急地震速報

〔3号配備に係る警報〕

- ・津波警報
- ・大津波警報
- ・水防活動用津波警報
- ・緊急地震速報

注) 1. 緊急地震速報は最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対して発表される。

2. 水防活動用津波警報は、津波特別警報又は津波警報は洪水警報をもって代える。

県内津波観測施設等

県内津波観測施設等設置箇所一覧

設置箇所	東北地方 整備局	仙台管区 气象台	市町・消防本部	計
仙台市	2	1		3
石巻市	2	1		3
塩竈市			塩釜地区消防事務組合 (1)	1
気仙沼市			気仙沼市 (5)	5
名取市			名取市 (1)	1
松島町			塩釜地区消防事務組合 (1)	1
七ヶ浜町			塩釜地区消防事務組合 (1)	1
南三陸町			南三陸町 (3)	3
計	4	2	12	18

出典：宮城県地域防災計画（平成31年2月）

5 施設・設備・資機材等

町内の医療機関

町内の医療機関（医科）

平成31年4月1日現在（宮城県保健福祉部医療政策課資料）

No.	診療所名	診療科	所在地	電話番号
1	山形外科医院	消化器科、循環器科、外科	亶理町字旧館 17-1	0223-34-3171
2	熊谷内科医院	内科、消化器科、循環器科	亶理町字中町東 171-1	0223-34-5140
3	大友医院ヒロミ小児科	小児科、脳神経外科	亶理町字下小路 18-1	0223-34-3204
4	三上医院	内科	亶理町字裏城戸 179-1	0223-34-3711
5	氏家医院	胃腸科、外科、整形外科、皮膚科	亶理町字館南 86	0223-34-1320
6	亶理整形外科	整形外科、リハビリテーション科	亶理町逢隈鹿島字寺前南 27	0223-34-5303
7	板橋胃腸科肛門科	胃腸科、肛門科	亶理町逢隈中泉字沼添 74-1	0223-34-8911
8	わたり眼科	眼科	亶理町字新町 62-12	0223-34-0855
9	亶理浅野眼科医院	眼科	亶理町字新町 24	0223-34-0755
10	医療法人社団やべ内科クリニック 亶理診療所	内科、胃腸科、循環器科、小児科	亶理町吉田字松崎 70-1	0223-34-3003
11	柿沼循環器科	内科、循環器科	亶理町逢隈中泉字中 178-1	0223-32-2871
12	浅野みつや眼科医院	眼科、麻酔科	亶理町吉田字南堰上 11-3	0223-32-1162
13	三浦クリニック	内科、消化器科、外科、肛門科、リハビリテーション科	亶理町字新町 40	0223-33-1811
14	きくち皮フ科	アレルギー科、皮膚科	亶理町字狐塚 2	0223-32-8233
15	高橋内科乳腺外科	内科、消化器科、乳腺外科	亶理町逢隈中泉字沼添 73-1	0223-33-1121
16	やまだクリニック	内科、アレルギー科、小児科、呼吸器内科、循環器内科	亶理町字下小路 16-1	0223-23-1107
17	医療法人社団ヴェリタス 亶理往診クリニック	内科、精神科	亶理町逢隈中泉字本木 4-1	0223-23-1531
18	みやぎ南部整形外科クリニック	内科、リウマチ科、外科、整形外科、リハビリテーション科	亶理町逢隈高屋字石堂 187-1	0223-36-7577
19	さくら整形外科クリニック	外科、気管食道科	亶理町字東郷 155-1	0223-23-0366

町内の医療機関（歯科）

平成31年4月1日現在（宮城県保健福祉部医療政策課資料）

No.	診療所名	診療科	所在地	電話番号
1	マコト歯科医院	歯科、矯正歯科、小児歯科	亶理町字上茨田 1-1	0223-34-5135
2	鳥の海歯科医院	歯科、矯正歯科、小児歯科、 口腔外科	亶理町荒浜字御狩屋 103-4	0223-32-1088
3	山形歯科クリニック	歯科、矯正歯科、小児歯科、 口腔外科	亶理町字上茨田 15-1	0223-34-2133
4	津川歯科医院	歯科、矯正歯科、小児歯科	亶理町字中町東 230-2	0223-34-4733
5	斉藤歯科医院	歯科、小児歯科	亶理町逢隈田沢字遠原 25-6	0223-34-8241
6	きくち歯科	歯科、矯正歯科、小児歯科、 口腔外科	亶理町字東郷 193-3	0223-34-0644
7	紺野歯科クリニック	歯科、小児歯科	亶理町逢隈中泉字中 123-4	0223-32-0677
8	佐藤歯科・矯正歯科医院	歯科、矯正歯科、小児歯科	亶理町字中町東 192-1	0223-33-0355
9	うさぎ歯科	歯科、小児歯科	亶理町逢隈高屋字柴北 100	0223-32-1822
10	済生堂歯科クリニック	歯科	亶理町逢隈田沢字鈴木堀 79-5	0223-32-0405

福祉避難所等

〔福祉避難所〕

施設名	所在地	電話番号
介護老人保健施設 和多里ホーム	亶理町字裏城戸155	0223-34-0311
デイサービスセンター 宮前荘	亶理町吉田字宮前5-10	0223-34-1902
デイサービスセンター かしま荘	亶理町逢隈鹿島字北鹿島406-1	0223-33-0866
デイサービスセンター おおくま荘	亶理町逢隈田沢字鈴木堀39	0223-32-0770
デイサービスセンター 悠里荘	亶理町字東郷160	0223-34-8535
デイサービスセンター けいけん荘	亶理町逢隈牛袋字境119-1	0223-34-8166
デイサービスセンター しんまち	亶理町字新町41-9	0223-32-8505
宮城県立山元支援学校	山元町高瀬字合戦原100-2	0223-37-0518

〔緊急入所施設〕

施設名	所在地	電話番号
介護老人保健施設 和多里ホーム	亶理町字裏城戸155	0223-34-0311
特別養護老人ホーム 日就苑	亶理町吉田字宮前5-10	0223-34-5329
特別養護老人ホーム 第二日就苑	亶理町逢隈鹿島字北鹿島406-1	0223-33-0855
特別養護老人ホーム けいけん荘	亶理町逢隈牛袋字境119-1	0223-34-8166

輸送力（自動車）の確保

公用車の保有状況

令和3年4月1日現在

	保有状況	保有状況					備考
		大型バス	小型貨物	乗用	特殊	消防	
巨理町役場	106台	1台	29台	44台	3台	34台	

その他の車両

(巨理警察署管内安全運転管理者選任事業所車両保有台数)

平成31年4月1日現在

乗用					貨物					大特	小特	自二	合計
大型	中型	準中	普通	軽	大型	中型	準中	普通	軽				
15	13		398	126	91	107		326	235	35	29	31	1,420

一般社団法人宮城県タクシー協会 所属タクシー（巨理町分）

平成31年4月1日現在

会社名	住所	電話番号	備考
(株)常南	荒浜字星52	35-3111	普通5台
(有)マルワタクシー	字道田西58	34-1300	普通8台
(有)山下タクシー	字中町東63-1	34-1523	普通5台

公益社団法人宮城県トラック協会 仙南支部（亶理町分）

（平成27年1月1日 協定締結）

平成31年4月1日現在

会社名	住所	電話番号	備考
東海運(株) 東北営業所	逢隈十文字字宮前51-1	34-8213	
SSスチール開発(株)	字堀ノ内41-1	34-4547	
SSスチールライン(株)	字堀ノ内41-1	33-0341	
大川運輸(株) 宮城営業所	逢隈田沢字堰下176-1	34-5844	
岡田陸運(株) 仙台支店 亶理営業所	逢隈中泉字大原58-1	34-9237	
(有)小野運輸	吉田字松元194-9	36-2253	
(株)関東貨物 宮城支店	吉田字中原104-4	34-0823	
(有)三和トラック 仙台営業所	長瀬字小橋23	23-0115	
シグマテック(株) 東北支店	逢隈十文字字大手4-1	33-1590	
田中建材輸送(株)	吉田字松元209-10	36-3555	
(有)丹野運輸	逢隈田沢字神明12	34-3542	
東北センコー運輸(株)	逢隈中泉字大原167-1	34-7319	
長田商運(株)	吉田字分残21-62	36-3088	
(株)七栄	荒浜字東木倉55-29	36-7813	
日化運輸(株) 仙台営業所	荒浜字我妻101	35-2965	
(有)藤幸エクスプレス	逢隈中泉字松木160-5	36-8141	
みなと運送(株) 東北支店	逢隈中泉字大原160-1	33-1880	
結城組(株)	逢隈中泉字中3-1	34-2858	
(有)良光運送	逢隈牛袋字西河原30-5	32-0955	
(有)渡部建材	逢隈中泉字上谷地262-4	34-4700	
ロジトライ東北(株) 仙南事業所	逢隈田沢字神明47-4	33-1355	

船舶保有状況

平成31年4月1日現在

名 称	所在地	電話番号	船舶の種類・数		備考
			漁船	その他	
宮城県漁業協同組合 仙南支所(巨理)	荒浜字築港通り6-22	0223- 35-2111	40	12	

ヘリコプター離着陸場

臨時ヘリコプター離着陸場一覧

ヘリポート 適地の名称	所在地	施設 管理者	電話番号	面積	周囲の 状況	水利	対応災害		
							地震	津波	風水害
亘理町立 亘理中学校 (グラウンド)	字沼頭 1	学校長	0223-34-1400	11,700 m ² (130m×90m)	校舎・山林	プール 消火栓	●	●	●
亘理町立 亘理中学校 (北駐車場)	字沼頭 1	学校長	0223-34-1400	2,100 m ² (30m×70m)	校舎・山林	プール 消火栓	●	●	●
亘理町立 荒浜中学校	荒浜字東木倉 70-1	学校長	0223-35-2425	7,500 m ² (100m×75m)	校舎・田	プール 消火栓 防火水槽	●	△	△
亘理町立 吉田中学校	吉田字松元 238-14	学校長	0223-36-2022	10,000 m ² (100m×100m)	校舎・畑	プール・ 消火栓 防火水槽	●	△	△
亘理町立 逢隈中学校	逢隈牛袋字南 西河原 2-6	学校長	0223-34-1557	7,500 m ² (100m×75m)	校舎・畑	プール・ 消火栓 防火水槽	●	●	△
亘理運動場	字下小路 1-1	生涯学 習課長	0223-34-1111	8,100 m ² (90m×90m)	建物	プール・ 消火栓 防火水槽	●	●	●
鳥の海公園(荒 浜防災公園)	荒浜字築港通 り 9-2	施設管 理課長	0223-34-1111	4,900 m ² (70m×70m)	公園施設	消火栓	●	△	●
吉田宮前球場	吉田字宮前 15-2	生涯学 習課長	0223-34-1111	8,100 m ² (90m×90m)	建物	プール 消火栓	●	●	●
長瀨小学校 跡地運動場	長瀨字南原 193-1	生涯学 習課長	0223-34-1111	9,260 m ² (60m×130m)	畑	プール 消火栓	●	△	△
亘理公園 野球場	逢隈鹿島寺前 南 76	生涯学 習課長	0223-34-1111	11,000 m ² (100m×110m)	山林	プール	●	●	●
おおくま 防災広場	逢隈田沢字早 川 10	生涯学 習課長	0223-34-1111	8,100 m ² (90m×90m)	人家・田	消火栓 防火水槽	●	●	△
公共ゾーン 防災広場	字悠里地内	財政 課長	0223-34-1111	8,000 m ² (100m×80m)	庁舎・田	消火栓 防火水槽	●	●	●

- 注) 1. 対応災害の△は、津波の場合は東日本大震災における津波浸水区域内、風水害の場合は阿武隈川の洪水浸水想定区域内にあり、それぞれ津波災害、洪水災害時には使用しない。
2. 亘理中学校、逢隈中学校、あぶくま公園運動場、吉田宮前球場、亘理公園野球場は、林野火災用にも使用できる。

ヘリコプター離着陸場の安全確保

ヘリコプターの活用－離着陸場の確保－離着陸場の安全の確保

1 離着陸場の安全の確保
市（町村）及び〇〇消防本部は、次により離着陸場の安全を確保する。

① 離着陸のための必要最小限の無障害地帯の確保

- 災害で段差等が発生した場合は、離着陸点を平坦に整備する。
- 樹木の倒伏等により無障害地帯に障害物等がないかを確認する。

【周辺状況】

(小型機は 12°)

【離着陸点の状況】

《小型 (OH-6J)》

15m 以上

離着陸点

無障害地帯

45m 以上

12°

《中型 (UH-1J)》

20m 以上

離着陸点

無障害地帯

75m 以上

9°

《大型 (V-107・CH-47JA)》

45m 以上

75m 以上

離着陸点

35m 以上

無障害地帯

100m 以上

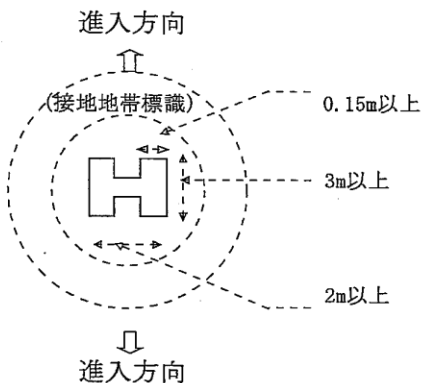
9°

※ 離着陸点とは、安全容易に着地に設置できるように準備された地点をいう。
無障害地帯とは、離着陸に障害とならない地域をいう。

ヘリコプターの活用—離着陸場の確保—離着陸場の安全の確保

② 標識の表示

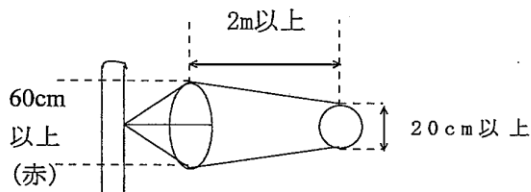
○ 次により標識を表示する。ただし、標識の表示が必要ない旨の連絡があった場合を除く。



※ 半径 2 m 以上で石灰表示
積雪時は墨等で明瞭に表示

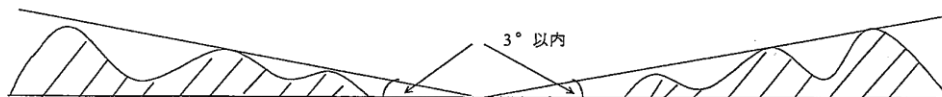
③ 吹流し（風向指示器）

無障害地帯外に吹流し又は旗（細長い布）を設置（固定）し、ヘリコプターから風向が明視できるよう準備する。



④ 投下地点と標示方法

投下地点が決定したら上空から識別可能な「ムシロ」大の物約 20 枚程度を用意し、風上に対して T 字型に並べる。この T 字の左右 100m の地点で、発煙筒もしくはたき火等により白煙を上げる。



⑤ 危険防止の留意事項

- ア 離発着時は、風圧等による危険防止のため、子供等を接近させないこと。
- イ 離着陸点附近に物品等を放置しないこと。
- ウ 離着陸場には、原則として安全上の監視員を配置すること。

備蓄品・備蓄倉庫

〔備蓄品〕

令和2年1月1日現在

品名	備蓄場所																備考
	亘小	荒小	吉小	長小	逢小	高小	亘中	荒中	吉中	逢中	亘高	荒交	吉交	逢交	中公佐体	図書郷資	
毛布(真空パック)	420	600	500	330	90	220	410	340	140	20		800	270	240	260		
毛布(開封済)	230		36				17		90								
銀マット(下敷き)	300		300	420		200	200	320	300	280	880				1,500		
簡易マット	63			24								2					
スリーピングバック(寝袋)		5	16									2					
発電機	2	3	2	8	2		2		1			1	1				
ガソリン携行缶	1		2		2		1		1			1	1				
コードドラム		5															
ポリタンク 20ℓ (飲料水)	15		30						5								
ポリタンク 20ℓ (生活用水)			8	2								4					
石油ストーブ	3		12				3					1					
電気ストーブ			3				7										
ブルーヒーター			1				8		2								
ポリタンク 18ℓ (灯油)							6										
簡易トイレ	10	3	80	15													
し尿処理袋	100	6,000	80														
固形燃料	100																
マッチ・ライター類	20		30	2													
マスク	5,400	1,400	3,000	3,600	2,500	1,400	3,000	1,400	5,300	3,800	1,400	1,600	2,100	2,600	2,300	700	
耳栓	100																
ペットケージ(折り畳み式)	1																
コードリール	2		4		2				1								
ハンドマイク(メガホン)	3					2			3	1		3	3	3			
タオル	200	50	720					30	70			100					
防災伝言シート(ロール)	4																
ブランケット			4														
ラジオ			26														
どんぶり・皿・プレート類			300									500					
スプーン・箸・カトラリー類			300									100	1,000				
コップ		300	4,000														
ガスコンロ			7									1					
ガスボンベ			12									50					
スリッパ			16														
やかん(大)			2														
大人用おむつ			120														

品名	亘小	荒小	吉小	長小	逢小	高小	亘中	荒中	吉中	逢中	亘高	荒交	吉交	逢交	中公佐体	図書郷資	備考
子供用おむつ			50														
おしりふき			50														
男性用肌着			154														
女性用肌着			50														
生理用品			300														
ライフジャケット(大人用)		50		100		20											
ライフジャケット(子ども用)		130		100		50											
扇風機						8											
消火器									7								
卓上消火器									5								
ゴムボート		1		1				1									
防寒シート		200															
調理不要食		600			600			600	600			600	600				
カンパン・ビスケット類											90	90	90	90			
飲料水(500ml)		912			912			912	912			912	912				
飲む温泉水(500ml)											240	240	240	240			
飲料水(2000ml)												84	90				
避難所開設用品	2	1	2	1	2	1	2	1	1	2	1	1	1	1	3		
収納用ボックス	2	1	2	1	2	1	2	1	1	2	1	1	1	1	3		
町指定ゴミ袋	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式		
拡声器	6	3	6	3	6	3	6	3	3	6	3	3	3	3	9		
防災ラジオ	6	3	6	3	6	3	6	3	3	6	3	3	3	3	9		
LED誘導灯	10	5	10	5	10	5	10	5	5	10	5	5	5	5	15		
ゼッケンベスト	60	30	60	30	60	30	60	30	30	60	30	30	30	30	90		
腕章	2	1	2	1	2	1	2	1	1	2	1	1	1	1	3		
筆記用具	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式		
事務用品	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式		
ガムテープ	6	3	6	3	6	3	6	3	3	6	3	3	3	3	9		
トラロープ	10	5	10	5	10	5	10	5	5	10	5	5	5	5	15		20m
懐中電灯	4	2	19	2	4	2	4	2	2	4	2	7	2	2	6		
単1型アルカリ乾電池	100	50	100	50	100	50	100	50	50	100	50	50	50	50	150		
単3型アルカリ乾電池	80	40	80	40	80	40	80	40	40	80	40	40	40	40	120		
点火用具	4	2	4	2	4	2	4	2	2	4	2	2	2	2	6		
ブルーシート	40	10	33	8	16	8	16	8	8	16	48	8	8	8	8		7.2m ×7.2m

	亘小	荒小	吉小	長小	逢小	高小	亘中	荒中	吉中	逢中	亘高	荒交	吉交	逢交	中公佐体	図書郷資	備考
ボックスティッシュ	120	60	300	60	120	60	120	60	60	120	60	60	60	60	180		
トイレトーパー	192	96	266	96	192	96	192	96	96	192	96	96	96	96	96		
ビニール袋	1000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500	500	1,000	500	500	500	500	1,500		
缶入ろうそくセット	24	12	250	12	24	12	24	12	12	24	12	12	12	12	36		
台車	2	1	2	1	2	1	2	1	1	2	6	1	1	1	1		
軍手	120	60	120	60	120	60	120	60	60	120	60	60	60	60	180		
住宅地図	2	1	2	1	2	1	2	1	1	2	1	1	1	1	3		
ヘルメット	4	2	4	2	4	2	4	2	5	4	2	2	2	2	6		
行政区名カードセット	2	1	2	1	2	1	2	1	1	2	1	1	1	1		1	
多言語表示シート	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	
日赤倉庫	1		1		1		1			1		1	1	1	1	1	
発電機	1		1		1		1			1		1	1	1	1	1	
発電機用汎用オイル	1		1		1		1			1		1	1	1	1	1	
リチウムイオン蓄電池	1		1		1		1			1							
可搬式ソーラーパネル	1		1		1		1			1							
コードリール	2		2		2		2			2		2	2	2	2	2	
投光器	2		2		2		2			2		1	1	1	2	2	
LEDランタン	120		120		120		120			120		40	40	40	120	120	
アルカリ乾電池	360		360		360		360			360		120	120	120	360	360	
緊急時用浄水装置	1		1		1		1			1					1	1	
緊急時用連結給水栓	1		1		1		1			1					1	1	
水槽	1		1		1		1			1					1	1	
ウォータータンク10L用	120		120		120		120			120					120	120	
し尿処理袋	60		60		60		60			60		20	20	20	60	60	
簡易トイレ便座	20		20		20		20			20		13	13	13	20	20	
パーソナルテント	15		15		15		15			15		10	10	10	15	15	
パーテーション	30		30		30		30			30		10	10	10	30	30	
プライベートルーム	4		4		4		4			4		4	4	4	4	4	
手指消毒液	15	10	15	10	10	10	15	10	10	10	10	10	10	10	15	10	

〔学校施設における備蓄倉庫〕

施設名	備蓄箇所	所 在	電話番号	施設管理者	建設年月
亘理小学校	体育館	字下小路22-2	0223-34-1311	学校長	平成18年3月
荒浜小学校	体育館	荒浜字隈潟67	0223-35-2506	学校長	平成19年3月
吉田小学校	体育館	吉田字宮前63	0223-34-1817	学校長	平成10年3月
長瀬小学校	体育館	長瀬字南原193-1	0223-36-2023	学校長	平成17年3月
逢隈小学校	休憩室	逢隈田沢字鈴木堀93-1	0223-34-1553	学校長	平成10年3月

〔非常時用飲料水供給機材備蓄状況〕

令和4年4月1日現在（上下水道課）

6ℓポリ袋	20ℓ ポリタンク	設置型組立式 給水タンク	1m ³ 可搬式 給水タンク	2.8t 加圧給水車
5,400 枚	200 個	3 基	2 基	1 台

町内で保有する機械等

〔亶理町災害防止協議会〕

令和4年4月1日現在

事業所名	郵便番号	住所
株式会社 八木工務店	989-2311	亶理町荒浜字御狩屋159-52
有限会社 小野工務店	989-2361	亶理町字泉ヶ入140
阿部春建設 株式会社	989-2351	亶理町字東郷209-5
株式会社 宮城林産	989-2351	亶理町字道田西22-2
株式会社 阿部工務店	989-2311	亶理町荒浜字水神62
株式会社 太田工務店	989-2324	亶理町逢隈高屋字中原39-1
株式会社 岩佐組	989-2331	亶理町吉田字板橋99
株式会社 渡辺工務店	989-2341	亶理町長瀬字南原193-133
田中建材輸送 株式会社	989-2331	亶理町吉田字松元209-10
結城組 株式会社	989-2301	亶理町逢隈中泉字中3-1
株式会社 芦名組	989-2372	亶理町逢隈神宮寺字一郷35
株式会社 齋藤工務店	989-2324	亶理町逢隈高屋字中野上108
千石建設 株式会社	989-2381	亶理町逢隈上郡字天王62-2
S S スチール開発 株式会社	989-2351	亶理町字堀ノ内41-1

〔亶理町水道工事指定業者連絡協議会〕

令和4年4月1日現在

事業所名	郵便番号	住所
株式会社 宍戸工業所	989-2383	亶理町逢隈田沢字遠原25-4
株式会社 門脇総合設備	989-2324	亶理町逢隈高屋字倉東69-3
株式会社 コムコ	989-2383	亶理町逢隈田沢字明神172
木村設備工業 株式会社	989-2311	亶理町荒浜字星51
有限会社エンジニアリングサトー	989-2351	亶理町字上町42
興信管工 株式会社	989-2331	亶理町吉田字大谷地72-301
株式会社 手戸設備	989-2351	亶理町字五日町60-1
有限会社 嶺岸設備	989-2351	亶理町字裏城戸34-2
株式会社 嶺利設備工業所	989-2301	亶理町逢隈中泉字上谷地252-4
阿部春建設 株式会社	989-2351	亶理町字東郷209-5

建築関連

建築資材の調達先、建築技術者の確保

〔亶理町災害防止協議会〕

平成 31 年 4 月 1 日現在

事業所名	郵便番号	住所
株式会社 八木工務店	989-2381	亶理町逢隈上郡字上91
有限会社 小野工務店	989-2361	亶理町字泉ヶ入140
阿部春建設 株式会社	989-2351	亶理町字東郷209-5
株式会社 宮城林産	989-2351	亶理町字道田西22-2
株式会社 阿部工務店	989-2311	亶理町荒浜字水神62
株式会社 太田工務店	989-2324	亶理町逢隈高屋字中原39-1
株式会社 岩佐組	989-2331	亶理町吉田字板橋99
田中建材輸送 株式会社	989-2331	亶理町吉田字松元209-10
結城組 株式会社	989-2301	亶理町逢隈中泉字中3-1
株式会社 芦名組	989-2372	亶理町逢隈神宮寺字一郷35
株式会社 齋藤工務店	989-2324	亶理町逢隈高屋字中野上108
千石建設 株式会社	989-2381	亶理町逢隈上郡字天王62-2
SSスチール開発 株式会社	989-2351	亶理町字堀ノ内41-1

〔亶理町水道工事指定業者連絡協議会〕

平成 31 年 4 月 1 日現在

事業所名	郵便番号	住所
株式会社 穴戸工業所	989-2383	亶理町逢隈田沢字遠原25-4
株式会社 門脇総合設備	989-2324	亶理町逢隈高屋字倉東69-3
株式会社 コムロ	989-2383	亶理町逢隈田沢字明神172
木村設備工業 株式会社	989-2311	亶理町荒浜字星51
有限会社エンジニアリングサトー	989-2351	亶理町字上町42
興信管工 株式会社	989-2331	亶理町吉田字大谷地72-301
株式会社 手戸設備	989-2351	亶理町字五日町60-1
有限会社 嶺岸設備	989-2351	亶理町字裏城戸34-2
株式会社 嶺利設備工業所	989-2301	亶理町逢隈中泉字上谷地252-4
阿部春建設 株式会社	989-2351	亶理町字東郷209-5

応急活動雇用者の宿泊先

応急活動雇用者の宿泊先

施設名	電話番号	所在地	収容可能人員
わたり温泉鳥の海	0223-35-2744	荒浜字築港通り41-2	150
中正旅館	0223-34-1224	字中町東53	50
民宿 浜まつ	0223-36-9711	荒浜字藤平橋44-2	50

6 災害応急対策

放送要請について

年 月 日 時 分 発

殿

町長

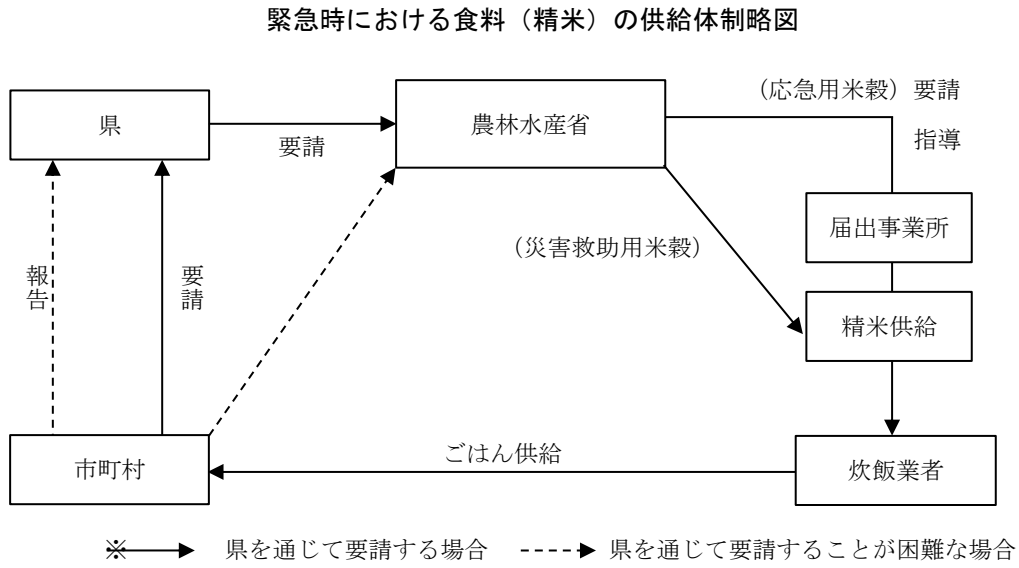
災害対策基本法第 57 条の規定に基づき、次のとおり放送を要請します。

1 災害の種類	洪水、津波、地震、火災、その他()
2 要請理由	<input type="checkbox"/> 避難指示、警報等の周知徹底を図るため <input type="checkbox"/> 災害時の混乱を防止するため <input type="checkbox"/> その他() 《県独自の判断、()市町村からの要請》
3 放送事項	別紙のとおり
4 放送希望日	<input type="checkbox"/> 直ちに <input type="checkbox"/> 月 日 時
5 その他特記事項	

配 信 者	(所 属)	受 信 者	(所属)
	(職氏名)		
	(連絡先) TEL 有線 _____		
	無線 _____		

※各放送局におかれましては、放送日時等を決定され次第、発信者にご連絡ください。

緊急時における食料（精米）の供給体制略図



出典：宮城県地域防災計画

遺体の処理

遺体の一時保存場所

遺体の一時保存場所

施設名	所在地	電話番号	収容能力
當行寺	荒浜字西木倉99	0223-35-2734	20
常困寺	字祝田100	0223-34-1754	50
専念寺	字上町11	0223-34-1718	20
称名寺	字旭山2	0223-34-7619	30
大雄寺	字泉ヶ入87	0223-34-7796	40
観音院	逢隈鹿島字北鹿島231	0223-34-2018	30
真光寺	逢隈鹿島字寺前北58	0223-34-2429	30
満昌寺	逢隈十文字字宮前68	0223-34-2702	30
高音寺	逢隈十文字字牛頭190	0223-34-2425	30
光明寺	逢隈牛袋字地添157	0223-34-2020	30
長徳寺	長瀬字大橋203	090-3125-7358	30
正福寺	吉田字村234	0223-34-2897	20
海蔵寺	吉田字須賀畑116	0223-36-2888	30

納骨予定場所

納骨予定場所

施設名	所在地	電話番号
當行寺	荒浜字西木倉99	0223-35-2734
常困寺	字祝田100	0223-34-1754
専念寺	字上町11	0223-34-1718
称名寺	字旭山2	0223-34-1619
大雄寺	字泉ヶ入87	0223-34-7796
観音院	逢隈鹿島字北鹿島231	0223-34-2018
真光寺	逢隈鹿島字寺前北58	0223-34-2429
満昌寺	逢隈十文字字宮前68	0223-34-2702
高音寺	逢隈十文字字牛頭190	0223-34-2425
光明寺	逢隈牛袋字地添157	0223-34-2020
長徳寺	長瀬字大橋203	090-3125-7358
正福寺	吉田字村234	0223-34-2897
海蔵寺	吉田字須賀畑116	090-1494-6748
西原共同墓地	荒浜字西原97	0223-35-3752
上谷地共葬墓地	逢隈中泉字上谷地168	0223-34-2812
水上山共同墓地	逢隈田沢字堰下215	0223-34-5100
小山西山共同墓地	逢隈小山字西山13-1	0223-34-5655
下郡共同墓地	逢隈下郡字樺山97	090-7328-8806
上郡共同墓地	逢隈上郡字天王41	0223-34-5826
北原共葬墓地	逢隈高屋字北原14	0223-35-3947
光明原共同墓地	逢隈蕨字光明原28	0223-34-5905
観音院檀徒共葬墓地	逢隈鷺屋字関夕17	0223-34-2018
吉田共同墓地	吉田字西79	0223-34-3004
中原共葬墓地	吉田字中原74	0223-34-2008
鹿野共同墓地	長瀬字鹿野104-2	0223-34-2968
稻荷前共同墓地	長瀬字稻荷前14	0223-34-6025

ごみ処理班の編成

ごみ処理班の編成

責任者	班員	機械器具等	地域 分担
		トラック	
亘理町公衆衛生連合会 亘理支部長	衛生組合員 29名 消防団員 10名	3	亘理
亘理町公衆衛生連合会 荒浜支部長	衛生組合員 6名 消防団員 10名	3	荒浜
亘理町公衆衛生連合会 吉田支部長	衛生組合員 19名 消防団員 10名	3	吉田
亘理町公衆衛生連合会 逢隈支部長	衛生組合員 15名 消防団員 10名	3	逢隈

7 生活再建等

罹災証明

罹災証明書交付簿

受付 月日	証明書 番号	申請者の住所名 氏	交付 枚数	取扱者	備考
/					
/					
/					
/					
/					
/					
/					
/					
/					
/					
/					

罹災証明書

罹災証明書

※太わく部分をご記入ください。

申請者	住所							
	TEL ()							
	現在の連絡先							
	TEL ()							
	フリガナ氏名 ㊟							
罹災者氏名	フリガナ氏名 ㊟							
罹災世帯の構成員	氏名	続柄	性別	生年月日	氏名	続柄	性別	生年月日
			男・女				男・女	
			男・女				男・女	
			男・女				男・女	
			男・女				男・女	
罹災場所申請資格建物の用途	<input type="checkbox"/> 持家 居住者 <input type="checkbox"/> 借家 居住者(所有者名) <input type="checkbox"/> 貸家 家主				<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅()			
罹災建築物の所在地								

-----ここより下は記入しないで下さい-----

罹災程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 流出 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊(準半壊) <input type="checkbox"/> 一部損壊(10%未満) <input type="checkbox"/> 認定基準に該当しない
罹災原因	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

亘理町長

印

被災証明願

被災証明願

年 月 日

亘理町長 様

(届出人)

住 所 亘理町

申 請 人

㊞

電話番号

年 月 日に発生した
災しましたことを届出します。

の被害により、下記のとおり被

記

(1) 被災場所

(2) 被災物件

(3) 被災状況

(4) 証明の必要な理由

下記の該当するものに○をつけてください。

ア. 損害保険等の給付金請求に必要なため

イ. その他 ()

(5) 添付書類

状況のわかる写真等

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

亘理町長

罹災証明願（農地）

罹 災 証 明 願

年 月 日

亶理町農業委員会長 殿

住 所

氏 名

印

電話番号

私の所有（ 経営 ）する農地について、 年 月 日に発生した
により下記のとおり被害を受けたので証明願います。

No.	大字	字	地番	地目	面積	被害の概要
						がれき堆積、汚泥堆積、表土流出、海水流入、その他（ ）
						がれき堆積、汚泥堆積、表土流出、海水流入、その他（ ）
						がれき堆積、汚泥堆積、表土流出、海水流入、その他（ ）
						がれき堆積、汚泥堆積、表土流出、海水流入、その他（ ）
						がれき堆積、汚泥堆積、表土流出、海水流入、その他（ ）
						がれき堆積、汚泥堆積、表土流出、海水流入、その他（ ）
						がれき堆積、汚泥堆積、表土流出、海水流入、その他（ ）
						がれき堆積、汚泥堆積、表土流出、海水流入、その他（ ）
						がれき堆積、汚泥堆積、表土流出、海水流入、その他（ ）
						がれき堆積、汚泥堆積、表土流出、海水流入、その他（ ）

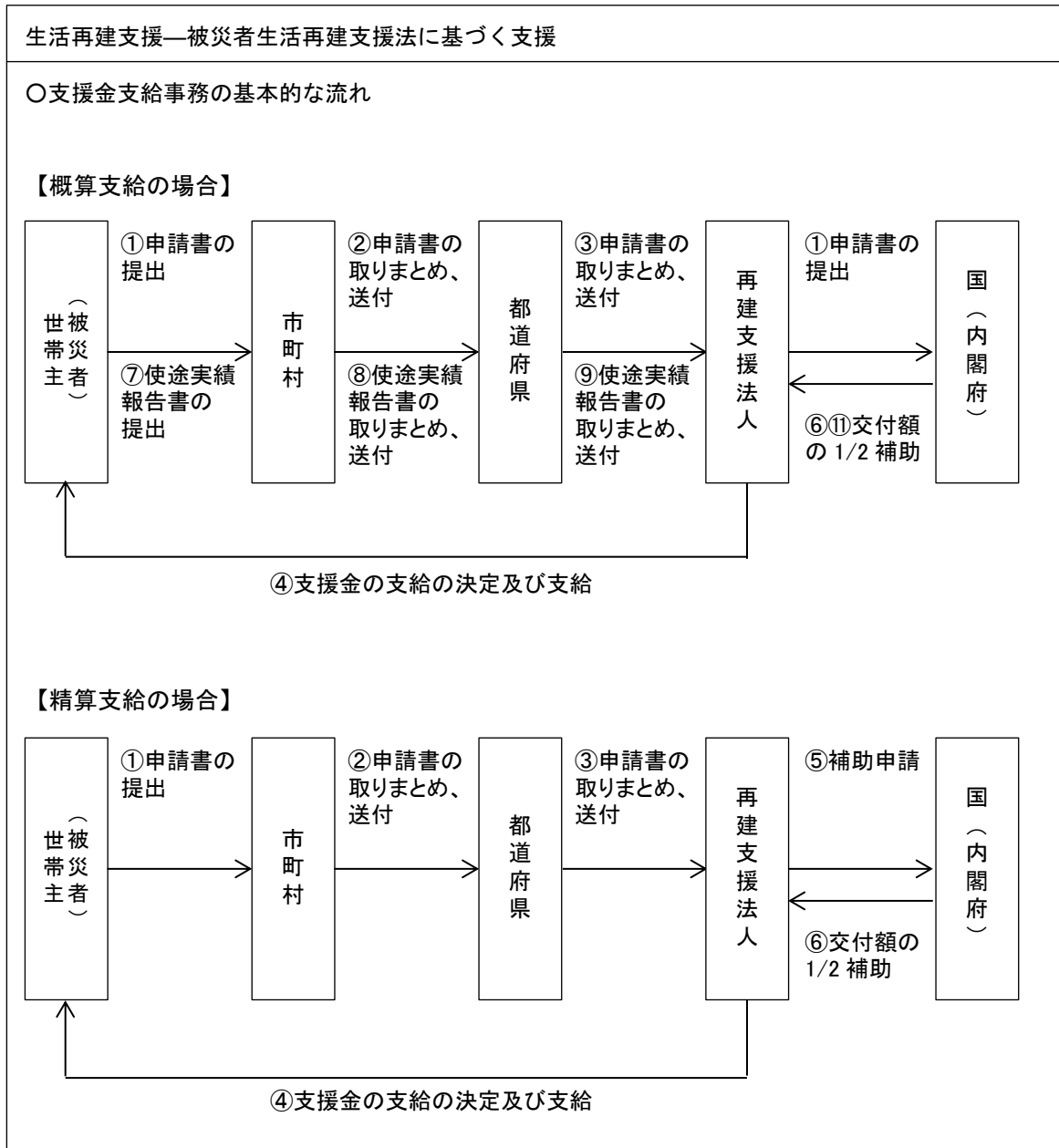
亶農委証第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

亶理町農業委員会
会長

支援金支給事務の基本的な流れ



8 その他

指定文化財一覧

	種別	名称	所在地	内容	指定年月日
国指定	史跡	三十三間堂官衙遺跡	逢隈下郡 字椿山	平安時代前半の亙理郡衙跡(郡役所跡)。南地区に正倉院、北地区に実務官衙域。指定面積120,721㎡。	平 4. 1.21
	天然記念物	称名寺のシイノキ	字旭山1	樹齢約700年、スダジイ。露根部幹囲約26.4m、樹高約14m、南方産の木で北方には稀な巨木。	昭 18. 8.24
県指定	建造物	伊達成実霊屋	字泉ヶ入 87-2 (大雄寺)	江戸時代初期。宝形造銅板葺(現)、木造方一間桁行2.09m、梁間2.09m	昭 54. 6.26
		附木造伊達成実椅像		江戸時代初期。木造彩色甲冑像、丈45cm、霊屋内に納められている。	昭 54. 6.26
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	字旭山1 (称名寺)	鎌倉時代中期。木造寄木造、丈93.93cm。	昭 53. 3.20
	天然記念物	称名寺のスダジイ	字旭山2-1	樹齢約300年、幹囲約5.0m、樹高約15m。	平 22. 4.27
町指定	彫刻	木造関の観音像	逢隈鹿島字 北鹿島230 (観音院)	室町時代。木造寄木造、丈70cm。	昭 53. 3.20
		毘沙門天木像	逢隈蔵字92 (薬師堂)	鎌倉時代後期。木造一本造、丈80cm。	昭 53.3.20
	古文書	荒浜武者家勤功書上	荒浜字水神 92	江戸時代中期。七代平十郎が代々の業績や荒浜港阿武隈川の利用について書いた。	昭 55. 3.31
		亙理忠儀記	字上町35	天和2(1682)作の写し(時期不明)。天和訴願とも言われる。二千数百字からなる(三代夫人主唱)。菊地家所蔵。	昭 56. 5. 1
	歴史資料	御城米絵符	荒浜字水神 92	江戸時代初期。幅10.8cm、長さ33.8cmの木札に「日の丸」と「御用」を描き、幕府の荷に付けた。浦役人武者家所蔵。	昭 55. 3.31
	建造物	伊達実氏霊屋	字泉ヶ入 87-2 (大雄寺)	江戸時代中期。宝形造り銅板葺(現)、木造方一間桁行2.14m、梁間2.45m。	昭 49.11. 3
		伊達実元霊屋		江戸時代中期(天保年間)。宝形造り銅板葺(現)、木造方一間桁行2.12m、梁間2.12m。	昭 49.11. 3
		湊神社社殿	荒浜字水倉 113-2	江戸時代末期。一間社流れ造り、鉄板葺(現)。	昭 57. 5. 1
		安福河伯神社本殿	逢隈田沢 字堰下220	江戸時代末期。流造り、鉄板葺き(現)。間口2間、奥行2間、幣殿は間口2間、奥行1間。	平 10. 8.26
		大雄寺山門	字泉ヶ入93	江戸時代末期。正面3間、側面2間の3間1戸楼門、入母屋造り、銅板葺(現)。	平 10. 8.26
史跡	亙理領主伊達氏歴代墓所	字泉ヶ入 87-2(大雄寺)	江戸時代。亙理伊達家初代から十三代までの歴代領主と夫人等の墓所。	昭 54. 3.31	

(無形民俗文化財)

区別	種別	名称	所在地	代表者名	指定年月日
町指定	民俗芸能	牛袋法印神楽	逢隈牛袋地区内	南條義永	昭 62. 3.30
		亙理獅子舞	亙理町館南地区内		昭 62. 3.30
		亙理枅取り舞	亙理地区内	富山剛久	昭 62. 3.30

9 報告の様式等

救助の実施状況の報告様式

災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日 社施第99号、各都道府県知事宛、厚生省社会局長通知）

改正 平成31年3月25日 府政防第471号

（抜粋）

第2 情報提供に関する事項

1 情報提供の種類とその内容は次のとおりとすること。

(2) 中間情報

発生情報にかかる災害について、当該災害にかかる法適用市町村の指定事務が全部完了した直後、すみやかに、法適用市町村別に被害状況を取りまとめて情報提供するものとし、その内容は、発生情報の内容のほか、次のとおりとすること。

ア 救助の種類別、実施状況

イ 災害救助費概算額調（様式1）

ウ 救助費の予算措置の概況

第5 災害救助基金の取扱いに関する事項

3 情報提供

各年度における災害救助基金の積立状況等について、毎年度6月15日までに災害救助基金報告書（様式2）により内閣総理大臣に情報提供すること。

第6 救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項

救助事務の処理に必要な帳簿書式は、次に定めるところによること。

- 1 避難所設置及び避難生活状況（様式3）
- 2 応急仮設住宅台帳（建設型仮設住宅）（様式4-1）
- 3 応急仮設住宅台帳（借上型仮設住宅）（様式4-2）
- 4 炊き出し給与状況（様式5）
- 5 飲料水の供給簿（様式6）
- 6 被服、寝具その他生活必需品の給与状況（様式7）
- 7 救護班活動状況（様式8）
- 8 病院診療所医療実施状況（様式9）
- 9 助産台帳（様式10）
- 10 被災者救出状況記録簿（様式11）
- 11 住宅応急修理記録簿（様式12）
- 12 生業資金貸付台帳（様式13）
- 13 学用品の給与状況（様式14）
- 14 埋葬台帳（様式15）

- 15 死体処理台帳（様式 16）
- 16 障害物除去の状況（様式 17）
- 17 輸送記録簿（様式 18）
- 18 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況（様式 19）
- 19 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況（様式 20）
- 20 扶助金の支給状況（様式 21）
- 21 損失補償の状況（様式 22）
- 22 法第19条の補償費の状況（様式 23）
- 23 法第20条に規定する費用の求償の対象となった救助については、それぞれ該当する種目の様式に記載すること。

(様式)

様式 1

災害救助費概算額調
(災害名)

〇〇県〔市〕

種目別区分		員数	単価	金額	備考
I 救助業務に要した経費			円	円	
1 救助費					
(1)	避難所設置費	避難所	延人		
		福祉避難所	延人		
		ホテル・旅館など	延人		
	計	延人			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	戸		
		借上型仮設住宅	戸		
		計	戸		
(3)	炊出しその他による食品の給与費	延人			
(4)	飲料水の供給費				
(5)	被服寝具その他生活必需品(貸)の給与費	全壊(焼)流出	世帯		
		半壊(焼)・床上浸水	世帯		
		計	世帯		
(6)	医療及び助産費	医療	延人		
		助産	延人		
		計	延人		
(7)	被災者の救出費	人			
(8)	被災した住宅の応急修理費	世帯			
(9)	生業に必要な資金の貸与費	世帯			
(10)	学用品の給与費	小学校児童	教科書	人	
			文房具等	人	
		中学校生徒	教科書	人	
			文房具等	人	
		高等学校等生徒	教科書	人	
			文房具等	人	
	計	人			
(11)	埋葬費	大	人	体	
		小	人	体	
		計	人	体	
(12)	死体の捜索費	体			
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体		
		一時保存	体		
		検案	体		
		計	体		
(14)	障害物の除去費	世帯			
(15)	輸送費				
(16)	賃金職員等雇上費				
2	実費弁償費	人			
3	扶助金	件			
4	損失補償	件			
5	法第19条の補償				
II 救助事務に要した経費					
1	都道府県事務費				
2	市町村事務費				
3	法第20条第1項の求償に係る事務費				
(合計)					

様式2

元号〇〇年度災害救助基金報告書

〇〇県〔市〕

概況	災害救助基金現在高 (元号 年 4月 1日)	A	円	備考
	当該年度における災害救助基金最少額	B	円	
	差引過△不足額	A-B=C	円	
	当該年度要積立額	D	円	
	当該年度積立予定額	E	円	
災害救助基金運用状況 (災害救助基金現在高内訳)	法第26条第1号の方法		円	
	同条第2号の方法		円	
	同条第3号の方法		円	
	計		円	
前年度決算状況	災害救助基金現在高 (元号 年 4月 1日)	F	円	
	災害救助基金最少額	G	円	
	差引過△不足額(F-G)	H	円	
	要積立額	I	円	
	積立額	J	円	
	支出額	K	円	
	応急仮設住宅私下収入金	基金繰入額		円
		その他		円
	生業資金返還額	基金繰入額		円
		その他		円

(注)「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては見込額とすること。

様式3

避難所設置及び避難生活状況

避難所の名称	種別	開設期間 月 日～ 月 日	延人員 人	物品使用状況		実支出額	備考
				品名	数量		
計							

(注) 1 「種別」欄は、避難所、福祉避難所、ホテル・旅館などの別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式5

炊き出し給与状況

炊き出し場の名称	実施期間 月 日～ 月 日	延人員 人	市町村名	
			実支出額 円	備考
計				

(注) 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式6

飲料水の供給簿

供給対象箇所の名称	供給期間 月 日～ 月 日	市町村名	備考
		実支出額 円	
計			

(注) 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式7

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

住家被害程度区分		世帯主 氏名	基礎となつ た世帯構 成人員	給与月日 月 日	物資給与の品名			実支出額 円	備考
					〇〇	〇〇	…		
			人						
計	全壊 半壊	世帯 世帯							

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式8

救護班活動状況

〇〇救護班
班長: 医師 氏名 印

月日	市(区)町 村名	品目	措置の概要	経費 円	備考
計				円	

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式9

病院診療所医療実施状況

診療 機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病名	診療区分		診療報酬		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
						点	点		
計 機関	人								

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

様式10

助産台帳

分べん者 氏名	分べん 日時	助産機関名	市町村名	金額	備考
			分べん期間 月日～月日		
				円	
計					

様式11

被災者救出状況記録簿

年月日 月 日	救出用機械器具等			備考
	機械器具等名称	数量	金額 円	
計				

- (注) 1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。
2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

様式12

住宅応急修理記録簿

整理番号	世帯主氏名	応急修理期間 月 日～ 月 日	実支出額 円	市町村名	摘要
				応急修理箇所概要	
計 世帯					

(注)1 実施に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を備考欄に記入すること。

様式13

生業資金貸付台帳

貸付を受けた者		保証人			事業計画概要	市町村名	貸与期間	貸与金額 円	備考
住所	氏名	住所	氏名	職業					
計		世帯							

- (注)1 「貸与期間」欄は「 年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

学用品の給与状況

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与 月日	給与品の内訳										実支出額	備考		
					教科書			社会	その他	鉛筆	ノート	その他学用品					習字セット	その他
					国語	算数	理科					絵の具セット						
												算数	理科	社会				
小学校																		
中学校																		
高校																		

(注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
 2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
 3 給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
 4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式17

障害物除去の状況

整理番号	住家被害程度区分		除去に要した期間 月 日～ 月 日	市町村名	除去に要すべき 状態の概要	備考
				実支出額 円		
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

(注)1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

様式18

輸送記録簿

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等			修繕				市町村名			
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障の 概要	燃料費	実支 出額	備考
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
月 日					円				円		円		
計													

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

(実費弁償)
様式19
(1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職種	従業員数		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額				市町村名	算定基準による算定額	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当	計			
医師及び歯科 医師 薬剤師 保健師・助産 師・看護師 土木技術者 建築技術者 大工・左官及び とび職	人	人			円	円	円	円		円	
計											

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式20
(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業者 業種	従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額 円	備考
	数	実人員 人				
土木建築業者		人	人			
地方鉄道業者						
軌道経営者						
自動車 運送事業者						
船舶運送業者 港湾運送業者						
計						

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式21
(3) 扶助金の支給状況

扶助金種類	件数	実支出額 円	積算基礎	備考
計				

- (注) 1 「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。
2 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

様式22
(4) 損失補償費の状況

種類	実支出額	積算基礎	備考
計	0		

- (注) 1 「種類」欄には、法第26条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。
 2 「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。
 3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

様式23

法第19条の補償費の状況

区 分	支 出 額			備 考
	実 員 数	単 価	金 額	
1 人 件 費		円	円	
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 深 夜 手 当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1) 救 護 器 材 費				
(2) 消 耗 器 材 費				
(3) 借 上 料 損 料				
3 救 護 諸 費				
(1) 薬 剤				
(2) 治 療 材 料				
(3) 医 療 器 具 破 損 料				
(4) 衛 生 材 料				
(5) 死 体 の 処 理 費				
(6) そ の 他				
4 輸 送 費				
5 賃 金 職 員 等 雇 上 費				
6 そ の 他 の 費 用				
7 扶 助 金				
(1) 療 養 扶 助 金				
(2) 休 業 扶 助 金				
(3) 障 害 扶 助 金				
(4) 遺 族 扶 助 金				
(5) 葬 祭 扶 助 金				
(6) 打 切 扶 助 金				
8 事 務 費				
(1) 消 耗 品 費				
(2) 通 信 運 搬 費				
(3) そ の 他				
計				

(注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

被害報告の様式

登庁途中における被害状況報告書

参集場所	年 月 日 時より 時まで				
参集ルート 及び方法	自宅 () → → → →当施設 徒歩 ・ 自転車 ・ バイク ・ その他 ()				
氏名・所属	部 班 (課 班) 氏名				
被害状況報告	被害状況等				
住民・災害時要援護者に対する救出・応急救護の状況					
建物施設等の崩壊・損傷状況					
火災発生、延焼、消防活動の状況(阻害要因)					
道路・鉄道等交通施設の状況					
ライフラインの状況					
地区の全体的な状況					
避難場所等の状況					
その他					

災害調査書

調査年月日 年 月 日 ()

氏名 ()

区 分	場 所	状 況(程 度)	罹 災 者 数

(記入上の注意事項)

- 住 家 確実に居住のため使用している建物をいう
- 非 住 家 住家以外の建物をいう
- 全 壊 住家が滅失したもので、具体的には損壊した床面積が、その住家の延面積の 70% 以上に達したもの、または住家の主要建造部の被害額が時価の 50%以上に達した程度
- 半 壊 住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもの、具体的には、損壊部分はその住家の延面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額が住家の時価の 20%以上 50%未満のものをいう
- 一 部 損 壊 補修を必要とする程度のものをいう
- 公共用建物 役場、公民館、公立保育所等公共の用に供する建物とする
- そ の 他 倉庫、土蔵、車庫等の建物とする

市町村被害状況報告要領

1 趣 旨

この要領は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第53条第2項(被害状況等の報告)及び消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条(消防庁長官に対する消防統計等の報告)の規定に基づく災害発生時に関する被害状況等について、迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、災害対策基本法第2条第2項に定める災害のうち火災を除いたものとする。

3 被害状況報告等の基準

この要領に基づく被害状況報告は、次に掲げる事項に該当する場合(該当するおそれがある場合を含む)に行うものとする。

(1) 一般基準

- イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ロ 災害により災害対策本部を設置したもの
- ハ 一の市町村における被害は軽微であっても、県内で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ニ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- ホ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

- イ 地震
 - (イ) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5弱以上を記録した場合
 - (ロ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
- ロ 津波
 - (イ) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
 - (ロ) 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ハ 風水害
 - (イ) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (ロ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (ハ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ニ 雪害
 - (イ) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (ロ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- ホ 火山災害
 - (イ) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの

- (ロ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- へ その他、特に報告の指示があったもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告するものとする。

4 報告の種類等

- (1) 報告の種類、様式等は次のとおりとし、報告の方法は、原則として宮城県総合防災情報システム(以下、「MIDORI」という。)の端末機により所管の地方振興事務所を経由して県に報告するものとする。ただし、市町村が県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告するものとする。

イ 災害概況即報

市町村及び消防本部は、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合又は災害が発生するおそれのある場合に、その概況について自主的に様式第1号により即時報告するものとし、震度5弱以上の地震が記録された場合には、様式第2号(その1)により庁舎施設等の被害の概況を県に対し報告するものとする。

ただし、下記(イ)又は(ロ)に該当する場合は、消防庁が定める火災・災害等報告要領に基づき消防庁へも直接報告するものとする。その際には、MIDORIを用いずファクシミリ等により報告するものとする。

(イ) 当該市町村内で震度5強以上の地震が記録された場合(被害の有無を問わない。)

(ロ) 3の(2)のロ、ハ及びホのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

ロ 被害状況報告 [即報]

(イ) 市町村は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに様式第2号により報告するものとする(おおむね1日1回程度)。ただし、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。

(ロ) 市町村は、自らの対応能力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集及び迅速な報告に努めるものとする。

ハ 被害状況報告 [確定]

市町村は、県の指定する期日までに様式第2号により被害状況についておおむね災害が発生してから2週間以内確定報告するものとする。

- (2) MIDORIの操作については、別途定めるマニュアルによるものとする。
- (3) MIDORIに障害等が発生し、システムが機能しなくなった場合の報告方法については、県からの指示により行うこととする。
- (4) 県は、(3)の指示においては、次の事項を明示するものとする。

イ 災害名称

ロ 報告手段(防災行政無線ファクシミリ、電話、メール等)

ハ 即報・確定報の別

- ニ 報告時点
- ホ 入力の間時間帯
- へ その他の必要な事項

5 災害概況即報(様式第1号)記入要領

- (1) 「災害の概況」には、災害が発生した(発生のおそれがある)具体的地名、発生日時、災害の種別(台風、豪雨、洪水、地震、津波等)概況等を記入するものとする。
- (2) 「被害の状況」には、災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入するものとする。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。
また、「4 報告の種類等」「イ 災害概況即報」で示す(イ)又は(ロ)に該当する場合には、119番通報の件数を記入するものとする。集計が難しい場合には、入電の多寡について可能な限り記入する。
- (3) 「応急対策の状況」には、災害に対して、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合には、その名称及び設置の日時を記入するとともに、市町村が講じた応急対策について、消防機関等の活動状況や自衛隊の派遣要請状況、避難指示等の発令状況のほか、次の例により記入するものとする。

(例)

- イ 避難所の設置状況
- ロ 他の地方公共団体への応援要請及び応援活動の状況

6 被害状況報告(様式第2号)記入要領

- (1) 人的被害
 - イ 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
なお、災害により重傷等を負った者が確定報告までに当該災害が原因で死亡した場合にも死者とする。
 - ロ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
 - ハ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
 - ニ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
 - ホ 負傷者の内訳(重傷者・軽傷者)が判明しない時点においては、「軽傷者」として報告することとし、判明後において訂正するものとする。
- (2) 住家被害
 - イ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。ただし、別荘は非住家扱いとする。
 - ロ 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の

床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。

ハ 「半壊」とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には住家の損部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。

ニ 住家被害の内訳(全壊・半壊)が判明しない時点においては、「半壊」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。

ホ 「一部損壊」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。

ヘ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

ト 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

チ 「棟」とは、一つの建築物とする。

ただし、母屋より床面積の小さい附属屋(同一宅地内にあつて、非住家として計上するに至らない物置、便所、風呂等)については、母屋と同一棟とみなす。

リ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。

例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生計が別であれば分けて扱うものとする。

また、共同住宅(アパート、マンション等)の一階部分が床上浸水・床下浸水した場合は、その建物の上階の世帯分についても被害世帯に入れるものとする。

(3) 非住家被害

イ 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。

これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

ロ 「公共建物(全・半壊)」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

ハ 「その他(全・半壊)」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

(4) 火災発生

イ 「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

ロ 「119番通報」については、消防本部のみ報告するものとする。

ハ 火災発生の内訳(建物・危険物・その他)が判明しない時点においては、「建物」として報告することとし、判明後において訂正することとする。

(5) 庁舎施設の状況及び庁舎周辺の状況

震度5弱以上の地震発生時において、目視及び通報などにより可能な範囲で記載することとし、内容の確認が取れた時点において、「住家被害」、「非住家被害」、「火災発生」の欄に内訳を記載するものとする。

イ 「庁舎被害」については、建物の傾斜・損壊、壁の亀裂・崩落など、建物に重大な被害が発生した場合「有」とし、軽微なガラスの破損やタイルの剥離は含まないものとする。

- ロ 「庁舎内の異常」については、キャビネットや事務機器の倒壊などがある場合に「有」とする。
 - ハ 「電気の使用」については、自家発電装置により使用できる場合は「可」とする。
 - ニ 「水道の使用」については、水道が使える場合に「可」とする。
 - ホ 「一般電話回線の支障」については、外部との通話が円滑にできない場合には「有」とする。
 - へ 「都市ガス」については、ガス設備が使える場合に「可」とする。都市ガスの該当がない場合には記入を要さない。
 - ト 「家屋の倒壊」については、全壊又は半壊とする。
- (6) その他
- イ 「災害対策本部等の設置状況」については、当該災害に対して、災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合に、その名称、設置又は解散の日時を記入するものとする。
 - ロ 「人的被害の詳細」については、人的被害が生じた場合、被害区分(死亡・行方不明・重傷・軽傷)、氏名、性別、年齢、住所及び被害に至った状況について記入するものとする。
 - ハ 「避難指示等の状況」については、地区名、種別(指示、自主)、指示日時、世帯数、人数、避難場所、解除日時を記入するものとする。
 - ニ 「災害発生場所」については、被害を生じた地域名を記入するものとする。
 - ホ 「災害発生年月日」については、被害を生じた日時又は期間を記入するものとする。
 - へ 「災害の種類概況」については、災害の種別、災害の経過、今後の見通し等を記入するものとする。
 - ト 「応急対策の状況」については、当該災害に対して、市町村が講じた応急対策について、消防機関の活動状況や自衛隊災害派遣の状況のほか、次の例により記入するものとする。
 - (イ) 避難の指示の状況
 - (ロ) 避難所の設置状況
 - (ハ) 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
 - (ニ) 災害ボランティアの活動状況
- チ 「住家被害の状況」のうち(1)の全壊・半壊・一部破損については、被害区分、住所、被害に至った状況について記入するものとする。また、(2)の床上・床下浸水については、被害区分、地区名、地区毎の被害の内訳を記入するものとする。
 - リ 「非住家被害の状況」は被害区分(全壊、半壊)、所在地、被害に至った状況を記入するものとする。
 - ヌ 様式第1号、様式第2号における日時等の時間は、24時間表示により記入するものとする。

附 則

この要領は、平成元年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号

災 害 概 況 即 報

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
発信機関名	
発信者名	
電話番号	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等 の設置状況		名称							
			設置日時							

※第一報については、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)記入して報告すること。)

様式第2号（その1）

被害状況報告（即報・第 報 ・ 確定）

災 害 名		区 分		単 位	被 害		
報 告 時 点	月 日 時 現在	火災 発生	建 物	件			
市(区)町村名			危 険 物	件			
課 係 名			そ の 他	件			
報 告 者 名			119 通 報	火災通報	件		
				救急通報	件		
区 分		単 位	被 害	被害概況（震度5以上の地震発生時）			
人 的 被 害	死 者	人		庁舎施設の 状 況	庁舎被害	有 ・ 無	
	行方不明者	人			庁舎内の異常	有 ・ 無	
	負 傷 者	重 傷	人			電気の使用	不可 ・ 可
		軽 傷	人			水道の使用	不可 ・ 可
住 家 被 害	全 壊	棟			庁舎周囲の 状 況	一般電話回線の支障	有 ・ 無
		世帯				都市ガス	不可 ・ 可
		人		家屋の倒壊		有 ・ 無	
	半 壊	棟		火災の発生		有 ・ 無	
		世帯		電気の使用		不可 ・ 可	
		人		水道の使用		不可 ・ 可	
	一 部 破 損	棟		一般電話回線の支障	有 ・ 無		
		世帯		都市ガス	不可 ・ 可		
		人					
	床 上 浸 水	棟					
		世帯					
		人		災等 害の 対設 策置 本状 部況	災害対策本部設置	月 日 時 分	
棟			災害対策本部廃止		月 日 時 分		
世帯		警戒本部等設置	月 日 時 分				
人		警戒本部等廃止	月 日 時 分				
非 住 家	公共建物(全・半壊)	棟		消防職員出動延人数	人		
	その他(全・半壊)	棟		消防団員出動延人数	人		

様式第2号（その2）

市町村コード（ ） 市(区)町村名（ ）

〔氏名に 至人等 た記被 状載害 況欄の をの詳 記下細 載に 被害〕	被害区分	氏名	性別	年齢	住所			
〔自種 主別避 のに難 種は勸 別指告 を示等 記・の 載勸状 告況 ・〕	地区名	種別	勸告指示等日時	勸告指示世帯/人数	実避難世帯/人数	避難場所	解除日時	
1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 応急対策の状況								

様式第2号（その3）

市町村コード（ ） 市(区)町村名（ ）

1 住家被害の状況

(1) 全壊・半壊・一部破損

被害区分	住所	被害に至った状況 (要因, 損傷の程度, 人的被害の有無等)

(2) 床上・床下浸水

被害区分	地区名	棟数	世帯数	人数

2 非住家被害の状況

(1) 公共建物

被害区分	所在地	施設等の名称	被害に至った状況(要因, 損傷の程度等)

(2) その他の建物

被害区分	所在地	施設等の名称	被害に至った状況(要因, 損傷の程度等)

[記入（報告）の要領]

様式の記入（報告）要領は、次のとおりとする。

災害概況即報の記入要領

- (1) 「災害の概況」には、災害が発生した（発生のおそれがある）具体的地域名、発生日時、災害の種別（台風、豪雨、洪水、地震等）概況等を記入するものとする。
- (2) 「被害の状況」には、災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入するものとする。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。
- (3) 「応急対策の状況」には、災害に対して、災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合には、その名称及び設置の日時を記入するとともに、市町村が講じた応急対策について記入すること。

例) ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

- ・避難の指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

被害状況報告 記 入 要 領

区 分		内 容
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。なお、災害により重傷等を負った者が確定報告までに当該災害が原因で死亡した場合にも死者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。ただし、別荘は非住家扱いとする。
	全 壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
	半 壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの。

区 分		内 容
住家被害	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
	棟	一つの建築物とする。ただし、母屋より床面横の小さい附属屋（同一宅地内において、非住家として計上するに至らない物置、便所、風呂等）については母屋と同一棟とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについてはこれを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生計が別であれば分けて扱うものとする。また、共同住宅（アパート、マンション等）の1階部分が床上浸水、床下浸水した場合は、その建物の上階の世帯分についても被害世帯に入れるものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物 (全・半壊)	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。
	その他 (全・半壊)	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。
その他	田の流出等	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑の流出等 畑の冠水	田の例に準じて取り扱う。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。
	病院	医療法（昭和28年法律第20号）第1条に規定する病院及び診療所とする。

区 分		内 容
住家被害	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
	棟	一つの建築物とする。ただし、母屋より床面横の小さい附属屋（同一宅地内において、非住家として計上するに至らない物置、便所、風呂等）については母屋と同一棟とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについてはこれを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生計が別であれば分けて扱うものとする。また、共同住宅（アパート、マンション等）の1階部分が床上浸水、床下浸水した場合は、その建物の上階の世帯分についても被害世帯に入れるものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物 (全・半壊)	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。
	その他 (全・半壊)	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。
その他	田の流出等	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑の流出等 畑の冠水	田の例に準じて取り扱う。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。
	病院	医療法（昭和28年法律第20号）第1条に規定する病院及び診療所とする。

区 分		内 容
そ の 他	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
	橋 り よ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川、もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設、もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定により同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設。
	崖 く ず れ	崖地の崩壊により人的、物的（住家・公共建物等）被害の発生した箇所。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	水 道	上水道又は簡易水道が断水している戸数のうち最も多く断水した地点における戸数。
	電 話	災害により通話不能になった電話の回線数。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブ ロ ッ ク 塀 り 災 世 帯 数	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。
	り 災 者	り災世帯の構成員。
	火 災 発 生	地震又は火山噴火の場合のみ報告する。

区 分	内 容	
被害額	公立文教施設	公立の文教施設。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国費補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	その他	この要領において「被害額」とは、原則として、施設等被害については、その施設等の復旧額又は再取得価格とする。また、生産物等については、時価又は損失（減収）評価額とする。被害額の単位は千円単位とし、千円未満の端数は四捨五入する。
その他	災害対策本部等の設置状況	当該災害に対して、災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部現地災害対策本部等を設置した場合に、その名称、設置及び解散の日時を記入するものとする。
	その他公共施設の区分名称等	「その他の公共施設」に被害額を計上した場合、例えば、児童福祉施設、水道施設等の被災施設区分、具体的名称等を記入する。
	人的被害の状況	人的被害が生じた場合、被害区分（死亡・行方不明・重傷・軽傷）、氏名、性別、年齢、及び住所について記入する。

区 分		内 容
そ の 他	災害発生場所	被害を生じた地域名を記入する。
	災害発生年月日	被害を生じた日時又は期間を記入する。
	災害の種類概況	災害の種別（台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等）、災害の経過、今後の見通し等を記入する。
	応急対策の状況	当該災害に対して、市町村が講じた応急対策について記入する。 例） ・ 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
	そ の 他	この様式における日時等の時間は、24時間表示により記入する。

その他様式

物品受領書

年 月 日

殿

行政区

住 所

氏 名

印 電話

物 品 受 領 書

次の品を確かに受領いたしました。

記

1 受領月日

2 受領場所

3 受領品名及び数量